

平成17年3月4日(金曜日)第1回定例会

出席議員(21名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	伊藤忠男	議員	14番	高橋秀治	議員
15番	佐藤良一	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	那須稔	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	新宮征一	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	折原敬	教育委員長 職務代理者
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	武田浩	農業委員会会長
鹿間康	企画調整課長	秋場元	財政課長
宇野健雄	税務課長	斎藤健一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	真木憲一	会計課長
安彦守	水道事業所長	那須義行	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	鈴木英雄	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	選挙管理委員会 事務局長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	監査委員 事務局長
小松仁一	農業委員会 事務局長		

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成17年3月第1回定例会

議事日程第2号

平成17年3月4日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成17年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

平成17年3月第1回定例会

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されますよう要望いたします。

一般質問通告書

平成17年3月4日(金)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	ペイオフについて	ペイオフ解禁に対する自治体の対応について	13番 伊藤 忠 男	市 長
2	地球温暖化防止対策の取り組みについて	PPP方式による農業用水路活用発電について		市 長
3	行財政改革について	指定管理者制度導入についての見解は	11番 柏 倉 信 一	市 長
4	高度情報化社会の対応について	庁内LANや電子市役所の進捗状況と現況について IT講習会の必要性和講習内容について		市 長
5	市長選挙を闘っての市長の見解を問う	結果についてどのような感想をお持ちか 争点となった幾つかの課題について	16番 佐藤 暘 子	市 長
6	中学校給食について	(イ)大型公共事業の是非について (ロ)中学校給食について 検討委員会の設置について 検討の内容について 検討委員会の人選について 検討の期間について 会議の公開について		教育委員長
7	農業振興について	担い手育成の早期実現について 農地の特区の基本的な考え方について	12番 高橋 勝 文	市 長

平成17年3月第1回定例会

伊藤忠男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番、2番について、13番伊藤忠男議員。

〔13番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、また質問、相談に来られた多くの市民を代表し、通告番号1番、ペイオフ解禁に対する自治体の対応について、2番、PPP方式による農業用水路活用発電について御質問、御提言を申しあげ、市長の御見解をお伺いいたします。

昨年12月の市長選挙において、圧倒的市民の支持を受け見事当選されました。心からお祝い申し上げます。

当選されて初めての本議会であります。去る市長選において、行政政策において私には理解できない主張もあるんだと2点ほど強く思ったところであります。

佐藤市長の5期20年の実績を考えると、一言で言えば、市民にいかにして利益還元を図るかの政策が基本だったと理解している1人です。だから、あらゆる階層の市民皆様から支持、支援を受け、寒河江市の大きな発展に結びついたと信じているところであります。もちろん佐藤市長の世の流れを読む先見性、高い行政手腕は当然としても、市民の支持があればこそでき得たことと喜んでるところであります。

合併問題が白紙になった現在、厳しい財政の中、寒河江市独自の単独の道を考えると、駅前開発も16年度で完了することは幸いであつたし、寒河江市の将来を考えると、大きく発展できる素地環境ができたなと思つてるところであります。なぜならば、総務省の調査によると、中心市街地の空洞化が進んで久しいが、ここ数年間で中心市街地の人口は2%、商品販売額は28%、事業所は9%それぞれ減少しております。それはモータリゼーションの進展が商業施設の郊外化を推し進めているが、少子高齢化が進む15年、20年、30年後、市全体像の風景を想像すると大きく変化すると思われまふ。高齢者は郊外に買い物に行くでしょうか。多分行かないと思われまふ。私は、現在と全く逆の風景が出現すると思つております。中心市街地にまた戻ると思つております。そのときの受け入れ態勢が駅前開発完了でできたなと理解しております。戻ってくるであろうその日まで、種を植えておく必要を感じまふ。そのためにも同僚議員の棟津議員の取り上げた屋台店とか一坪商店などが必要な時代だと思つております。

今の市民は、何事でもただとは思つておりませぬ。PPP方式でよいと思ひます。総務省も20年、30年先のまちの形勢を心配しているとのことあります。その意味で、一部郊外大型出店の規制を始めているのも皆様御存じのとおりであります。しかし、私個人としては、何よりも喜んでゐることは、あのすばらしい風景、景観、環境を有するチェリークア・パークが、言葉の表現は悪いが、無傷で残つてゐることあります。これこそ寒河江市の将来の発展を確約する礎だと確信している1人です。今の財政を考えると、これからではできなかつた開発であり、駅前開発、チェリークア・パーク、開発してゐてよかつたと市長の先見性に心から敬服しているところであります。発展の足音が聞こえております。スマートインター、楽天野球、これらが楽しみであります。

もう1点は、イベント等についてであります。経済社会において、景気の上昇は、例えば年間に、月に金の流れが何回流れるかであると理解しております。すなわち銀行を起点として金の出し入れの回数であります。それは預金であり融資であります。だからこそその起点である銀行の必要性、重要性より税金、すなわち公的資金を投入していると理解しております。金の流れを起こす原点は人の流れであります。したがって、いかにして人の流れを多くするかであり、その人の滞留、滞在時間をいかに長くするかであります。その意味で、花咲かフェア、神輿の祭典などすばらしいことだと思つております。景気を考えるのも行政の大きな仕事だと私は理解しております。

しかし、多くの市民よりイベントについての意見を集約してみると、一つが地元の日をつくり、業種別サービス日設定などを図つてほしいという希望であります。例えば、きょうはラーメンの日と設定し、その日は5%引きにて市内ラーメン店全店参加するとか、八百屋さん、魚屋さん、菓子屋さん、飲食店さんの日の設定

などであります。二つ目が、県外、市外の流動人口増加対策は当然必要でありますが、市民も金持ちでありませぬ。人の流れをつくるのは変わりありません。視点を市民に置いて政策を考えるべきではないかなどの意見があるのも事実でありませぬ。結論は、市民全員参加したいし、協力し、まちをにぎやかにしたいということでありませぬ。御参考にしていただければ幸いと思っております。

2005年はどんな年になるのだろうか。先読み10大ニュースを見ると、第1位は郵政民営化、第2位は京都議定書、第3位はペイオフ全面解禁、第4位はブッシュ政権2期目、第5位は在日米軍再編の戦略合意、第6位は中国、日本の最大の貿易相手国、7位は減損会計の強制適用、第8位はプロ野球新体制、第9位は固定電話値下げ、第10位は合併特例法期限切れ。結論は古い日本の制度や体質に变革を迫るものばかりで、国、地方自治体、民間企業、国民一人一人にとって変化を求められる年だと思っております。

10大ニュースの中、2、3番目を取り上げ、御質問させていただきます。

1番、ペイオフ解禁に対する自治体の対応についてであります。17年4月よりペイオフ全面解禁がなされると思われませぬ。銀行などが破綻したときのため保護される預金保険制度が発足したのが日本では1971年4月で、当時は100万円、74年6月では300万円、86年1,000万円など歴史的経過を経て今日まで来ておりますが、この発端はアメリカの30年代の金融恐慌の教訓として始まったものであります。

世界的に見てみると、1ドル104円での基準で見ると、アメリカでは10万ドルで利息を含めて1,040万円、イギリス3万1,700ポンドで620万円で元本のみ、フランスは7万ユーロで利息を含め950万円、カナダでは6万カナダドルで利息を含め500万円、韓国では5,000万ウォンで利息を含め500万円であります。貯蓄率の高い日本とすれば1,000万円はまずまずなのかなと思っております。

日本でこれまで投入された公金は18兆6,000億円になっております。近年10年間で破綻処理された金融機関は173先、2002年4月に定期預金のペイオフが解禁されてから2003年の足利銀行だけであります。しかし、預金比率の高い日本では、地方自治体の税金の受け皿としてあらゆる地元金融機関と取引をしております。あそこを外すなどしたら大変なことになります。

各自治体も対策として利息がつかない、いつでも引き出せる、決済に使えるいわゆる決済用預金の導入、預金と借入れを相殺できる制度の活用、制度融資預託金を決済用預金に移すとか、基金や会計現金を借入金額と同額にしておくことや、土地開発公社の借入れに対する市の保証債務と預金債権の相殺が可能となるよう取引銀行との確認書を取り交わす方法とか、取引金融機関の格付けによる預金種別預け入れ、金融機関の選別、CLOの共同発行、ペイオフ対象外の国債、投資信託、金など対策をしているようですが、現金は最も確実かつ有利な方法で保管しなければならないとの地方自治体との整合性に悩んでいられると言われております。

寒河江市の対策は大丈夫なのかとの質問攻めであります。寒河江市としてどのように対応するのか御質問いたします。私の本来のねらいは、質問というより寒河江市は大丈夫だという市民の皆様へ広報するためと御理解願えれば幸いでありませぬ。なお、市報などの活用を願えればなお結構だと思っております。

次に、2番、PPP方式による農業用水路活用発電について御質問いたします。

去る2月16日、先進各国に二酸化炭素すなわちCO₂の温暖化ガス排出削減を義務づけた京都議定書が発効され、温暖化ガスの削減に向け各国は一層の省エネ努力が求められております。先進国全体で08年から12年、平均の温室効果ガス排出量、90年比で5.2%削減する。日本は6%、イギリスは12.5%、ドイツ21%、EU8%、フランス、ロシアはゼロ。2002年時点で目標を既にクリアしているのがフランス、ロシア、イギリスで、90年より増加しているのは日本だけであります。日本での2003年度温暖化ガス総排出量はCO₂換算で13億3,600万トンであります。この基準で行きますと、2003年対2012年では14%の削減が必要になる計算であります。

特に、日本企業の中で削減に積極的であり、あわせて排出権の売買活用を図りたい企業249社の計画では、90年対2010年比で見ると、全体で12.3%削減目標で、主な業種を見ると、化学が4,500万トン排出で15.5%削減

減、トン当たり削減コストは8万300円であります。鉄鋼業は1億5,500万トン排出で10.5%削減し、トン当たり削減コストは4万8,700円あります。電気機器は1,900万トン排出で5.7%削減し、トン当たり削減コストは10万700円あります。自動車関連は1,200万トン排出で12%削減し、トン当たり削減コスト12万3,200円あります。精密機器は53万9,000トン排出、逆に8.4%増加し、トン当たり削減コスト8万3,100円あります。電力は2億9,300万トン排出し、逆に14.5%増加し、トン当たり削減コスト6万7,800円となっております。製造業のCO₂換算、トン当たり削減コストは平均で7万5,200円であり、このため政府は産業界の自主的な削減に何らかの法的拘束力を持たせるべく検討に入っているとされており、

特に、二酸化炭素排出削減対策がおこなわれているサービス業、官公庁、学校、病院を対象に調査に入ると報じられております。これは国内全体のエネルギーの消費量を把握しており、把握できない部門を逆算に算出すると、二酸化炭素排出量は全体の17%と推測され、2002年度において90年比ではこの部門は37%増加しており、この部門が目標達成するには対策が急務となっているためであります。

2月16日京都議定書が発効されたことに基づいて、京都メカニズムが開始されております。京都メカニズムとは、経済産業省、環境省が共同で運営管理する登録簿に海外で獲得した排出枠を自国の削減分に転用できる口座を開設し登録することです。世界的に見てみると、異常気象にて大変なことが起きております。

このような背景のもと、当寒河江市の将来を考えると、花、緑、せせらぎのまちにふさわしいのは豊富な水資源を持つその水を活用し、水力発電にして社会に貢献すべきと思う1人です。

20世紀は石油、21世紀は水と言われ、世界の戦争なき平和が保たれるか否かは水があるかないかで決まると言われております。世界的課題である水資源、河川の水や地下水などの利用量は全世界で過去100年間で9倍になっておりますが、一方、現在約12億人が慢性的な水不足に悩んでおり、今後ますますふえると予想されております。不衛生な水を利用している人が多く、汚れた水が原因で感染症で毎年1,000万人近くが亡くなっており、国連は、2000年の総会にて2015年までに安全な水を利用できる人口の割合を50%としたいとの目標を掲げております。

そんな中で、現在、世界の水資源の70%余りを農業が利用している現状であります。先進国住民1人の1日分の食料を生産するために使われる農業用水は最大約5トンにも達し、この傾向で行きますと、2025年には世界各地で水不足や食料難が深刻化すると予測されております。

日本人の1日の食料で肉を多く食べる人は5トンの水を消費するものであり、野菜中心の人は1.6トンで、先進国平均で1人1日3.3トンの水が必要だと言われております。現在、全国に農業用水路は幹線で4万5,000キロメートル、支線で40万キロメートルありますが、ほとんどは単に流れているだけであります。隅田川、荒川、利根川の水を上流のダムまで戻し、再利用しよう計画している現状であります。水資源の重要性と農業用水の利用を考え、あわせて地球温暖化防止対策として発電の活用を図るべきと思うところであります。

現在、水資源はクリーンエネルギーであり、再生可能エネルギーの代表である水力発電に注目し、あらゆる面で開発されております。例を二、三申しあげます。家庭用の水洗トイレの給水パイプに水車を取りつけ、水が流れるたびに発電するシステムや、投資金額150万円、3年間で回収が図られるとしているのがオフィスビルや工場の空調設備の中を流れる冷却水を活用、出力3キロワットの発電方法や、通常の農業用水路において落差2メートルあれば出力30キロワットの発電可能と言われ、既に実行されていると聞いております。30キロワットとは50世帯分で、金額にすると200万円の電気を1年間に生み出すとのことであります。補助制度もあり、投資金額は7年にて回収可能とのことより判断すれば、1,500万円相当と思われ、また、水道事業所より水と場所を借り、発電し、全国で70万世帯分に相当する40万キロワットの発電を計画、1号機が稼働しているとのことであります。

私は、チェリークア・パークを夜間週に3回は対岸より眺めます。実にすばらしい眺めであり夜景でありま

す。雪と橙色の電灯の光とのバランスは、この世のものとは思えないほどの眺めても眺めても飽きないすばらしいものであります。寒河江市の発展を暗示するものだと思っております。おしかりを受けるとは思いますが、全く個人的には何もせず、あのままの方がよいとさえ思っております。どんなことをしてもあの灯を消してはならない、そんな心が隣接する7メートルあるだろう沼川の落差を思い出し、これだと思ったところであります。

通年通水などで問題はありますが、寒河江市独立の道に求められるのは、対外的IR政策であります。今、日本で環境問題を重視しない企業は生きられないとさえ言われているのが実態であります。水資源の豊富な寒河江市で即発電できると思われる場所、私の知るところでは高松堰、昭和堰、農業用水路では谷沢2カ所、醍醐、石持、末広町、最上川緑地公園などが考えられます。これらをPPP方式で実現すべきと思うところであります。

PPP方式とは「パブリック・プライベート・パートナーシップ」、直訳すれば官民協力であり、民間の経営力を活用し、行政サービスのあらゆる分野を効率化、高度化、多様化することであり、具体的な手法としては民営化、事業譲渡、公設民営、業務委託、経営委託などがあります。PFI方式は、国や自治体が事業計画をつくり、実行する民間業者を入札で募るが、PPP方式は、事業の企画段階から民間が参加するもので、設備は官のものであるが資金は民であり、いわゆる運営や設備投資は民間で行う方式で、自治体の現実的財政問題を考えれば大いに利用価値あるとされている方式であります。PPP方式を国も普及に乗り出し、2006年より厚生労働省は事業の効率性が高い民間委託を考え、水道事業の変更を認可制から事後チェック制に規制緩和を図る方針を打ち出しております。

一方、自治体事業の民間開放は、地元金融機関や民間企業もビジネスチャンスととらえ、ある自治体では自治体、地元金融機関、民間企業3者によるPPP水道の名のもとに実行段階と聞いております。自治体水道局の水を利用し、発電を実行しておりますし、また、ある自治体の水道事業所の水道料金事業に参入し、水道申し込み受付や栓の開閉、検針、料金収納などの業務を一括して請け負う契約が始まっており、公営企業効率化の一端の始まりかなと思うところであります。農業用水路発電について、市長の御見解をお伺いいたします。第1問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

この4月1日から全面解禁となりますペイオフに対する本市の対応策についてでございます。ペイオフ制度は、御案内のとおり、金融機関が経営破綻した場合、その金融機関に預けた預金額のうち1,000万円までの元本とその利息は預金保険制度により保護されますが、それを超える部分については破綻金融機関の清算配当に応じて支払われることになるというものでございます。

平成14年4月から定期性預金を対象にしてペイオフが一部解禁されてきておりましたが、本年17年4月からはこれまで延期されてきた普通預金などの流動性預金も対象とされ、ペイオフ全面解禁となるものでございます。ただし、例外もありまして、無利息、要求払い、決済サービスの提供といった3要件を具備した決済用預金については全額保護されることとなります。このことは、市の公金預金についても同様の取り扱いとなるというものでございます。

寒河江市の預金状況としましては、年間を通じて一定ではありませんが、普通会計の支払い準備のための歳計現金などが最大で約25億円、特定の目的で積み立てられる基金が約10億円、それに病院事業会計が約4億円、水道事業会計が約9億円、また、市民、事業者のための制度融資に係る預託金が約3億円で、合わせると約50億円ほどになり、普通預金あるいは定期性預金として管理しております。これらの預金は、寒河江市という一預金者として金融機関ごとに名寄せされることとなります。

本市の公金保全対策であります。平成14年3月に制定したペイオフ解禁に伴う寒河江市公金預金対応の基本方針に基づいて預金債権の保全を図ってまいりました。市債などの債務との相殺を前提にした預金を行うとともに、預金先となる金融機関の経営状況の把握にも努めてきたところでございます。このたびペイオフ全面解禁を踏まえた公金保全の取り組みのため、本年2月に寒河江市公金保全対策会議設置要綱を制定いたしました。

公金保全対策会議では、公金の保全を主目的とし、その運用や金融機関の経営状況及び選定、また、不測の事態への対応について審議することにしております。構成員としては、収入役のほか財政課長、会計課長、商工観光課長、市立病院事務長、水道事業所長の6名で、さらに対策会議の審議を円滑に行うため、関係部局の資金管理担当者6名からなる研究会を置いております。

また、基本方針に基づき、寒河江市資金管理及び運用基準を定め、公金の安全性を確保するとともに、効率的な資金の管理及び運用を図ることにしており、第一義的に安全性、流動性、収益性を資金の管理及び運用方針に掲げました。具体的には、歳計現金等の管理及び運用については全額保護される決済用預金口座により管理し、余裕資金が見込まれる場合は、安全性を考慮し、定期性預金や譲渡性預金により有利な運用をしております。

基金の管理及び運用については、借入金との相殺を前提にし、その範囲内で有利な方法により預金します。また、金融機関の各種預金規定の中で、保証債務についても相殺可能とされていることから、寒河江市土地開発公社の借入金に対する市の保証債務についても相殺対象に含むこととしています。

預金先である金融機関の選定に関しては、健全性、収益性、流動性に着目して情報の収集を行うことや、民間格付や株価の動向などにより経営状況の把握に努めてまいります。懸念すべき事項に該当した場合は、その理由が解消されるまでの間、他の安全な金融機関に預金することなど必要な対応等を講じてまいります。

以上が本市のペイオフに対する対応であります。ペイオフ対策実施により市内の金融機関に混乱が生じないよう十分配慮するとともに、情報収集に努めながら公金の保全に努めてまいりたいと考えております。

また、市報等を活用して市民に広報することにつきましては、ペイオフ対策が公金の預金先である金融機関の経営状況の判定や預金先の変更を伴うことから、広報の仕方にはなかなか難しいものがあると考えておりま

す。他の自治体の例なども参考にしながら検討していきたいと思います。

次に、PPP方式を用いての市内の農業用水路での発電ということについての御提言についてお答え申し上げます。

地球温暖化の防止の取り組みは、政府や大きな製造工場、大都市地域にのみその行動の必要性があるものではなく、地方にあっても、また個々の消費生活の中でもそれぞれが考え、工夫し、対策や対応を考えていかなければならないものと思っております。

水力発電は、温室効果ガスの排出量や地球環境への負荷も少なく再生可能なエネルギーであると言われております。このため、二酸化炭素の排出削減を初め地球の温暖化防止の取り組みとして農業用水路を活用した方策は、今日の社会にあって新しい試みの一つかと思われまます。

御質問の高松堰や昭和堰など、本市内を流れる農業用水路を活用して発電設備を設けることができないかということでございますが、本市の農業用水は、農業用水としての本来の機能のほかに生活用水、防火用水、景観用水、融雪用水など多様な利活用が図られております。それらは国や自治体からの補助制度により整備を図った施設であり、それらの用途の範囲内で利活用が図られているものでございます。

そこで、今後、農業用水を活用した発電のためには、それらの補助を受けた中での制約を解決する必要があることや、年間を通じて計画的に必要な水量を確保する必要があること、水量の少ない非かんがい期の場合の発電設備の維持管理コストも考慮すべきこと、用水の利用現状や農業用水としての維持管理を行っている土地改良区の運営が円滑に行われることなどが必要な条件整備などであると思われまます。

本来、農業用水路は水稻栽培を主目的とした水路であることから、それぞれ有している水利権の範囲において1級河川から取水しているものであり、かんがい期には大量の水を必要とする反面、非かんがい期には水量も減り、その間に施設の維持保全のための改修を行ったりしているところでもあります。それらの農業用水の本来の目的が阻害されない対策や配慮を講じた上で、保有する水利権の水量の範囲において、発電のみならず景観形成や融雪への利用など多様な活用を考える必要があるものと思われまます。

本市では、二ノ堰や昭和堰など幾つかの用水路が考えられるところではありますが、この実現を図るためには既存の水利権や電気事業法などその実現に向けた技術的、法的規制の課題や、用水路を管理する土地改良区との調整が必要と思われるところであります。それらの調整や水利権、現実的なコストの課題などを調査しながら、今後、実現の可能性とあわせてPPP方式についても検討課題と思っております。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 回答まことにありがとうございました。

ペイオフについては、広報というようなものでは若干問題あるというようなことも私もわかりますので、ただ、寒河江市はそういう対策をきちんと打っていますよというふうに市民に理解していただければ私はそれでいいなということで第1問では申しあげたところであります。

ただ、今の時代で、独立して生きていくとなれば、寒河江市も200億円近い借金あるわけですので、いわゆるIR政策がこれから必要になっているというふうにとらえております。そのためにCLOなどを共同で発行している自治体もあります。山形県でももう県債を県民に発行している時代であります。その場合に、その自治体がいい悪いかでなくて、どこの自治体も財政的には困難なのは当然だと私は理解しております。その中で、今できる、世界的に求められているものに対する協力といいますか、体制が自治体としてどうなんだというのが今問われている時代だなというふうに理解しておるものですから、その発電などによりCO₂対策として、やっぱり寒河江市の水の資源、これだけあるわけですから、対応を図るべきだと。検討するというところですけれども。

今、市長の回答の中で、土地改良区というようなことで言っていますけれども、これ実際にやっているのは、実は土地改良区が寒河江市の場合も合併して来年から、17年度終われば向こうに行くのかなと思ってはいますが、いわゆる水土里ネットでこの用水路で発電しているというのは実態なわけですから。そこから行きますと、寒河江市でもいろいろ、今市長言った大変な問題もあると思いますけれども、これはできることだなと。そしてまた、これからやっぱり民間もそういうものに対しては大いに参加して行くのではないかなというふうに私自身とらえていますので、その辺を考慮していただいて、なお具体的な検討をお願いしたいなというふうに思っております。

私の勝手な考えなんですけど、醍醐小学校もすばらしい学校できました。醍醐小学校のあそこの赤い橋といいますか、下の方の橋、醍醐の橋、あそこの水量、猛烈な水量なんです。それは二ノ堰親水に流れているわけですので、あそこは完全にできるなというふうにとらえておりました。その電力を醍醐小学校に使ったらどうなのかなと。醍醐というのはそういう歴史的なものもあるわけですから、慈恩寺というものがある。あそこの赤い橋を渡って散策していけば、そういうCO₂削減のためにやっているんだと、その電力は醍醐小学校で使っているんだと、こういうものが寒河江市としていわゆるIR政策としても必要なのではないかなというふうにとらえておりました。

一年じゅう発電する必要ないわけですから、できるときに発電して、そしてなければ普通の、ここで言えば東北電力のあの電気を使えばいいわけですから、それはいつでも対応できるわけですから、365日発電するということはどこもないわけですから、できるときに発電する、足りなかったらそれは東北電力の電力を使うと、そういう今のシステムであります。

当然、電力会社で先ほど申しあげたとおり、いかに頑張っても東北電力は削減を減らすことできない、電力会社は、全体で。だとすれば、当然それを買わなければならないわけですから、今大分もめているようすけれども、当初発電したいということで、名前言うと失礼になると思いますので名前申しあげませんが、15円で10キロワット、15円で契約したところは大幅な黒字になっていますね。日本でも有名だったあの赤字企業が発電で、15円の契約で黒字転化している。今は9円ぐらいきりないですね。それは交渉によると思いますけれども、そういう点では、このクリーン水力発電とかバイオとか風力とか、この場合は当然として電力会社で買わなければならないというふうに義務づけられているわけですから、その辺も考慮すれば、寒河江市はこれだけの水量を持っているわけですからできるなというふうに思っています。

もう一つ、谷沢地区と私申しあげたのは、あそこは通年通水ができるということで、前にも魚とりの自由区域ということでお願いしたのですが、高松堰から取水してまた寒河江川に、ちょうど月山酒造の上の方です

か、あそこから寒河江川に戻すというようなことで、水量はあそことってもいわゆる漁業権とか水が湯水期に影響を与えないで済むというようなことで、あの場所なんかは大変いいのではないかなというふうに私なりに考えておりました。そんなことでぜひ御検討をお願いしたいなというふうに思っています。

最後に、今、寒河江市でも行財政改革の委員会をつくっているんですけども、この前1市4町、1市2町の合併のあの資料を見ますと、最終的に1市4町では60億円がスケールメリットが出る、1市2町では47億円のスケールメリットが出ると。今、各自治体は独立できるということでやっているわけですけども、このスケールメリットに達成するには非常に厳しいのではないかなというふうに私なりにとらえております。

そうすると、行政手腕高い佐藤市長の力が必要になるのが間近いのではないかなというふうに私なりにとらえております。そんなときで、その節はこの自治体も同じような立場になるだろうというふうに思いますので、もっと積極的に我々も議員としてすべきものはしなければならぬのではないかなというようなことを覚悟しているところでございますが、そういう意味でも、今、独立の道となれば、やはり寒河江市でできる発電などはPRといったら失礼になるかもわかりませんが、そういう自治体なんだよというものを手挙げておく必要が大いにあるのではないかなと思ったものですから質問させていただきました。そんなことを要望しながら私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

平成17年3月第1回定例会

柏倉信一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号3番、4番について、11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 おはようございます。

緑政会の一員として、一般質問に入らせていただきます。

まずもって、昨年12月に行われた市長選において、寒河江市民の絶大なる御支持を得て6期目の当選を果たされた佐藤市長にお祝いを申しあげたいと思います。

全国的に非常に厳しい財政状況の中で、経済もまだまだ不安定でなかなか出口が見えず、国民は将来に不安を隠せないところであり、豊富な経験と確かな実績を持つ佐藤市長に寄せる期待は大きく、選挙中に掲げた公約「より美しく、より豊かに、より元気に」まちづくり実現に向けて邁進していただきたいと思えます。

我が寒河江市は、選挙用語で言うなれば、地盤と看板が整いつつある状況にあると私は思っています。これからは長年かけて官民一体となって築いてきた寒河江という地盤と看板を活用し、今度はかばんもつくっていききたいものです。

本市は、駅前再開発事業も間もなく完成し、都市計画道路柴橋日田線、山西鶴田線などの整備も順調に進み、国道112号の4車線化も長崎橋から天童大江線までが完成します。また、スマートインターが正式に使えるようになれば、高速道路の乗り入れが2カ所から可能になるなど、交通網が大変整った環境になります。隣の中山町、県営野球場がプロ野球楽天球団の2軍公式球場に決まったことなども大きな好材料です。

こうした交通網を十分視野に入れながら、さくらんぼ、花咲かフェア、神輿祭り、慈恩寺などを初めとする交流人口の増大に努めてきた寒河江ブランドをいかにして経済効果に結びつける政策を実行するかが大切だと思っております。今後の4年間は、これまで佐藤市長が陣頭指揮で頑張って築き上げたハード面をどのように生かしていくか、いわゆるソフト面の施策に大いに期待をしたいと思います。

財政的には厳しい状況が続きますが、元気な寒河江を築いていくにはPFIやグラウンドワークといった手法をこれまで以上に検討し、自分たちのまちは自分たちでよくするという考え方で官民一体となって進んでいきたいものです。財政的に厳しいからとあきらめてはいつまでたっても前に進まない時代と考えます。

寒河江市のある企業のホームページに、グラウンドワーク事業の解説を「住民、企業、行政の3者が協力して地域の環境を改善していこうというものです。住民の人たちだけではつくれないものを企業や役所をお願いするパートナーシップ事業であり、成功するにはその間を取り持つ人がいれば円滑に事が運ぶのではないかと、当社はそんなトラストの役割を担っていききたい」と掲載している企業があります。こうした精神をぜひ見習いたいものです。

さて、寒河江市長選、山形県知事選、そして天童市長選と首長選挙が続いておりますが、選挙公約に必ず登場するのが行財政改革であります。三位一体改革の全容がはっきりしない中ではありますが、地方の財政状況は待ったなしの状況であり、当然のことです。最近の新聞等の報道には、県内各市の新年度予算案がよく掲載されておりますが、いずれも経常収支比率、公債費比率は非常に厳しいものがあります。こうした実情は決して我が寒河江市も例外ではなく、今後行財政改革をどのように進め、財源を確保するかは喫緊の課題であり、市長は今後どのように取り組まれるつもりなのか改めて見解を伺いたいと思います。

次に、指定管理者制度の対応について伺います。

改正地方自治法が平成15年9月に施行されたことに伴い、これまで公の施設の管理は地方自治体が直接行うか、管理委託制度を適用し、地方自治体の出資法人、公共団体、公共的団体が管理受託者として公の施設の管理を行うものでしたが、指定管理者制度は、条例の定めるところにより地方自治体の指定を受けたものが公の

施設を管理代行するものであり、したがって民間企業やNPOなどにも指定管理者の門戸が広く開かれることとなります。また、管理委託制度に比べ、指定管理者制度に基づく指定管理者には、使用の許可、取り消しなどの行政処分についても委託できるとされています。したがって、指定管理者には公共性の確保という視点が求められます。

この制度のメリットは、一つには、一元的に管理運営することによって施設の効果的な運営管理がなされま
す。二つには、住民が地域の施設管理運営に主体的に参加することが期待でき、三つには、民間のノウハウを
導入することによって新たな行政サービスが期待できる。四つには、当該施設の管理に要する経費の削減が見
込まれるなどがあります。行財政改革を進める上で、積極的にアウトソーシングを進めるべきときであり、コ
スト削減と行政のスリム化を図ると同時に、人材をコア業務、いわゆる中核業務に集中していくことが重要と
考えます。

この制度の導入については経過措置が定められており、これまで管理委託制度を行っていた施設については
平成18年9月までに直営か指定管理者制度に移行するか選択しなければならず、指定管理者制度に移行する場
合はそれまでに条例を改正しなければならないし、議会も2度通さねばなりません。市長は指定管理者制度
導入にどのような見解をお持ちか伺います。

次に、高度情報化社会の対応について伺います。

この情報通信技術のことについては、平成13年3月議会、平成15年3月議会で私と那須議員が一般質問をし
ており、行財政改革を進める上で、また、市民がこれからのライフスタイルを送る上で、市長には情報通信技
術の重要性は十分理解をいただいていると解釈しておりますが、この分野はまさに日進月歩の勢いで著しく進
化しております。個人情報保護などの部分で民間企業はかなり変化して対応しています。そこで改めて、庁内
LANや電子市役所の進捗状況と現況について改めて伺いたいと思います。

次に、IT講習会について伺います。

財政が厳しい折とはいえ、何度も申しあげようですが、これからの時代を生きる上で情報通信技術の習得
は老若男女を問わず必要不可欠であり、今現在でもデジタルデバイト、情報格差の拡大は確実に広がりつつあ
ると思います。よって、IT講習会はまだまだ必要であり、講習の内容も市民の実情を把握しながら進めるべ
きと考えます。

そこで、2点について伺います。一つは、講習会を受けている人からアンケートなどをとり集計したもの
はないか。あればその結果について。また、今後のIT講習会の開催をどのように考えておられるのか市長の見
解を伺い、第1問を終わります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 行財政改革について答弁申し上げます。

地方自治体は、より高度化、多様化する住民ニーズに常に的確にこたえていくことが求められております。そのため、常に事務事業の見直しと効率化を図り、より少ない財源でより多くのサービスを提供するよう努めていかなければならないものであり、常に行財政改革に取り組んでいかなければならないものと考えております。

御案内のように、現在、国においては平成18年度までに補助金の削減、地方への税源移譲、地方交付税の改革を一体的に行う三位一体の改革を進めており、今後、大幅な景気回復が見込めない状況の中において、地方自治体の財政状況はますます厳しさを増すことが予想されます。

このような状況の中において、高度化、多様化する住民ニーズにこたえ、新時代における活力ある寒河江市を創造するには、市の事務事業を根本から見直すとともに、その実施方法の効率化を図り、より少ない行政資源でより多くのサービスを提供できる仕組みを構築していく必要があると考えているところであります。

そのため、新たに行財政改革大綱を策定し、財政と一体となった行財政改革を精力的に進めていかなければならないと考えているところであります。新たな行財政改革を推進する上で、行政と住民との役割分担や、民間活力の活用という意味も含めた住民との協働を重視しなければならないと思っており、民間委託というものが大きな課題となります。さらに、組織の見直しや職員の定数削減、職員給与の問題、普通財産などの検討といった大きな問題があり、行財政改革を確実に進めるため、平成17年度から新たに行財政改革を担当する行財政改革推進課の設置を予定したところでございます。

大綱の策定については、1月20日の議員懇談会において担当課長が説明しましたスケジュールに沿って進めてまいりますが、市民の意見を十分踏まえるために、4月には各層座談会を開催し、6月には行財政改革推進委員会に諮問して大綱を策定してまいります。さらには議会からの御提言もお願いしているところであり、全市一丸となって12月までに大綱を策定してまいる予定であります。そして、大綱に基づき、行財政改革を進めながら、今の厳しい状況を乗り越え、新しいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、財源の確保についての御質問がありました。

安定した行財政運営を行うためには、いかに財源を確保するかが課題であります。本市においては、これまで高速交通網の進展によりこれらを見据え、寒河江中央工業団地の造成、寒河江駅前区画整理、幹線道路の整備、チェリーランド、チェリークア・パークなどの事業を積極的に展開してまいりました。その結果、優良企業の誘致、都市緑化フェアの開催による情報発信、さらには新たな住宅地を生み、税収の増が図られたと思っております。今後もこれら資産を生かし、なおかつ継続している事業については早期完成を目指し、早期に経済効果を生むよう知恵を出し合ってまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますし、定住と地域経済の活性化を図ることにより財源の確保につなげていきたいと考えております。

次に、指定管理者制度のことについての質問にお答え申し上げます。

御指摘のように、これまで公の施設の管理を委託できるのは、自治法の規定により自治体が50%以上出資している法人や公共団体等に限定されておりましたが、平成15年の改正により指定管理者制度が導入され、株式会社など民間事業者へ委託することが可能となりました。この指定管理者制度は、民間経営の発想やノウハウの取り入れによって住民サービスの向上や行政コストの縮減を目的として導入されるもので、受託者の拡大のほか、これまで委託できなかった使用許可や許可の取り消しも委託できることとされております。行財政改革

による民間委託を検討する中で、行政コストの縮減や民間の活性化につながる指定管理者制度の導入を考えていかなければならないものと思っております。

この指定管理者制度の導入については、昨年から庁内で検討を始めました。本市には現在管理委託している施設が体育館、老人福祉センター、技術交流プラザ、いこいの森など21施設があり、これらの施設については、法律の経過措置により、平成18年9月までに直営にするか、それから指定管理者制度へ移行するか決定しなければならぬ、御案内のとおりでございます。

効率的な管理ができるという考えから、これまで管理委託をしてきたわけでありますので、原則としてこれらの施設については平成18年4月から指定管理者制度へ移行したいと考えているところであります。そのために、ことし6月議会に指定管理者に関する条例案を提出し、指定管理者制度を導入する施設を決定するものであります。その条例に基づいて、秋までに公募を行い、施設管理の委託を受ける指定管理者の候補者を選定し、12月議会で指定管理者の議決をいただいております。また、21施設以外の郷土館や市民浴場などの直営施設についても、できるだけ早く指定管理者制度の導入を順次進めてまいりたいと考えております。指定管理者制度の趣旨を十分踏まえ、民間でできることは民間にお願いし、行政と民間との役割分担を進め、本市が目指す協働社会の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、庁内LANとか、あるいはIT講習会の御質問にお答え申し上げます。

本市の庁内LANの状況でございますが、現在、本庁舎のすべての課のほかには下水道課、健康福祉課、市立病院、水道事業所、社会教育課が共通回線で接続されております。平成17年度には財務会計システムの導入を予定しており、それにあわせて地区公民館、小中学校、保育所など残りのすべての部署が通信回線で接続され、庁内LANの整備が完了するという状況にあります。

次に、電子市役所の進捗状況についてでございますが、電子市役所は、住民が自宅や会社にいながらインターネットを介して多様な行政サービスを受けられるようにするというものですが、具体的には電子申請や電子届け出、行政情報の提供などです。電子申請や電子届け出につきましては、県において平成16年9月に山形県電子県庁推進計画を制定し、その中で山形県と県内44市町村の共同でシステムを構築することを計画し、現在、山形県情報推進県市町村連絡会議が組織され、その中で進められているところであります。本市にとりましても、単独でシステムを導入するより費用が縮減されると考えております。

次に、IT講習会の御質問がありました。お答えします。

平成16年度に実施した講習会でございますが、パソコンを使ったことがないような初心者を対象にした初級コースと、パソコンの基本操作をある程度身につけられた方を対象にした中級コースに分けて、それぞれ1講座20名定員で開催いたしました。初級コースにつきましては、市職員が講師となり、IT入門編として11講座開催しております。中級コースにつきましては、山形県緊急地域雇用創出特別基金事業費補助事業を活用して民間企業委託事業として開催しており、文書作成ソフトの講習会ワード編や、表計算ソフトの講習会エクセル基礎編など10講座を開催しました。

受講者のアンケート結果についての御質問でございますが、各講習会終了後に今後の参考にするためアンケートを実施いたしました。平成16年度の結果でございますが、委託開催分については契約期間が終了していないため市開催分の集計のみになりますが、154人の方から回答をいただいております。154人の内訳は、男性が62人、女性が92人。また、年齢構成では50歳代の受講者が最も多くなっており、さらに50歳以上の受講者は全体の6割を占めております。受講目的では、6割以上の方が興味、趣味といった目的で受講されております。講座の理解度についてでございますが、受講された方のうち半数以上の方がほとんど理解できたと回答されて

おります。

今後のIT講習会開催の見通しについてでございますが、今後ますます社会や生活に情報通信機器の浸透が進み、情報化が進むことが予想されます。このような状況の中で、今後市が講習会を開催する役割は、新たにパソコンに興味を持った方の後押しをすることや、いわゆる情報弱者に対し必要な手を差し伸べることとし、講習会を継続する必要があると考えております。

現在、市内にはパソコン講習を行っている企業が3社ほどあります。産業構造の変化が求められている中、こうした企業が本市において成長していくのは非常に大切なことであり、民業を圧迫しないという観点からも、さらなる知識習得を目指す方は民間の企業において習得をしていただくことを考えているところであります。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 柏倉信一議員。

柏倉信一議員 答弁ありがとうございます。

もう少し一生懸命聞かなくてはいけないかなと思ったのですが、余りいい答弁をいただいたものから、ちょっと聞いていて何と2問目をやろうかなと。

冗談はさておきまして、指定管理者制度にお話を持っていったのは、市長の給与あるいは幹部の方々の給与等々減額、そしてまた職員の不補充というような形でここ数年来行財政改革に取り組んできた中で、ただ、このまま行ってしまうと恐らく8年ぐらいの間にはもう100名、約2割ぐらいの職員の数が減るのかなというふうに私なりに試算していたところでした。

そんなことも含めると、だんだんだんだんウエートの非常に職員にかかる負担も厳しいものがあるのではないかと、そういうようなことを考えると、どうしても指定管理者制度などは導入せざるを得ないのかなと。もちろんこれは未来永劫に職員の不補充なんてことはあり得ないと思いますけれども、そんな意味も含めて質問のテーマとさせていただきます。十分御理解をいただいたと思います。大変ありがとうございました。

それから、IT講習会についてですが、ことし1月19日の山新に非常におもしろい記事が掲載されておりまして、平均年齢76歳の15名のお年寄りたちが毎週土曜日六供町公民館で行っているパソコン教室の記事であります。勉強会を開いて3年目というようなことで、経費節約のために講師はなく、自分たちだけで互いに教え合い、1人でも納得しないと次に進まない、こういうような方針のようでございます。会員の方はパソコンを使って年賀状を交換したり、あるいはホームページを開設して友人の拡大に使ったり、いずれにしても高齢化社会の対応も含めて非常にいいものが我が寒河江市にも出てきたなというふうに私なりに思いました。また、極めて1人満足したというか、称賛を送ったような次第です。

この情報通信技術の分野に関しては、とにかく民間がかなり先行しているのではないかなというふうに私は思っております。そういうふうな中で、寒河江市がおくれているということではないかもしれませんが、しかし、やっぱりさっきも申しあげた行財政改革等々も含んだ中でというようなことになると、もっとシビアな対応をしてもいいのかなというふうな気がしております。でき得るならば、また職制でも置いていただけないものかなというふうに私なりに思っているところです。

とにかく時の流れが非常に早い、パソコンに関してなんかはもう3カ月、4カ月の間には新しい機種が出てくる。また、機能もその都度変わってくる。また、逆にそれにかかわる個人情報保護とか、あるいはハッカーであるとかウイルスであるとか、それからシステムそのものも本当に日進月歩の中で変わっていくというふうな業界であります。そういうようなことを考えると、それはそう簡単に職制というわけにはいかないのかもしれませんが、少なくとも平成14年には主幹まで置いていただいた経緯もございます。でき得るならば、そういったことをリードしていくためにもそういうような方向づけはできないものかなというふうに思っております。

それから、講習会のことに関しては、答弁のとおりであろうなというふうには思いますが、ただ、かなり商売としてパソコンを使っている中で、ホームページとかそういったものでインターネットを経由して、個人的に商売をやっていらっしゃるような方もかなりふえているというふうに私は考えておりますので、いろいろアンケートも整理した中での取り組みだということですが、もう少しレベルは上がっているのかなというふうな、要するに市民レベルは上がっているのかなというふうな感じがするものですから、その辺をよく把握していただいた中で、講習会の内容も検討していただきたいなということを申しあげたいと思います。

以上、私なりの提言を申しあげました。市長の御所見があればお伺いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 行財政改革でございますけれども、これにつきましては、何回も申しあげましたとおり、皆行政が抱える時代というのは去ったなど、このように思っておりますので、行政と民間が相提携して、持ち合っているものを十分出し合って、そしてまた民間の活力を増進するという方向で行かなければこれからの時代は乗り切れないものと、このように思っております。

それから、IT関係のリードするような職制というようなもの、あるいは講座開設ということについてでございますけれども、十分流れといいますか、あるいは市民の勉強の度合いとか、あるいは今後の予想と将来の見通しというようなものを十分考慮に入れて、市としてどうしなくてはならないか、どのようなことを取り入れるべきかというようなこともさらに研究して対応してまいりたいと、このように思っております。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時といたします。

休 憩 午前10時47分

再 開 午前11時00分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成17年3月第1回定例会

佐藤 暘子 議員 の 質 問

佐竹敬一議長 通告番号5番、6番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤陽子議員 登壇〕

佐藤陽子議員 私は、日本共産党を代表し、昨年12月26日投票で実施された市長選挙において市民の声をどのようにとらえ、どんな感想を持たれたか、また、争点となった幾つかの課題についてどのように考え、進めようとしているのか市長の見解を伺います。

また、教育委員長には、昨年12月議会で緑政会議員の質問に対し市長の中学校給食を検討する委員会の設置を教育委員会に要請するとの答弁を受けて、教育委員会はどのように受けとめておられるのか、順次質問してまいりますので、市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

初めに、市長に選挙を戦ったの見解をお伺いいたします。

今回の選挙は、5期20年間市長を務められた佐藤市長と新人の松田伸一候補との一騎討ちの戦いでした。選挙の結果は、投票率は過去最低の63.51%、得票は現市長の1万4,055票、得票率64.52%、松田伸一候補の得票は7,726票、得票率35.47%で、佐藤市長が当選されました。

この選挙戦の大きな特徴は、5期20年間続いた佐藤市政を今後とも続けさせるのか、大型公共事業中心の市政から市民生活を最も重視する市政に変えていくのかの選択を迫られた選挙だったと思います。市民の中には幾ら待っても中学校給食が実現しないことに対する怒りや、低家賃で入居できる市営住宅が不足しているのに対策がとられないことへの不満、駅前の公衆浴場を待ち望んでいる人、さらには5期20年という長い期間権力の座に座り続けてきた市長におごりやワンマンが増幅してきて、反対の意見などを謙虚に聞く耳を持たない、闊達な意見の交換ができないなど自分たちの願いや要求がなかなか実現されない寒河江市政に怒りや不満を抱えている人たちが渦巻いていました。

このような現状を変えたい、毎日の暮らしが安心して豊かさが実感できる寒河江市に変えていきたい、そんな志を抱いた人たちが立ち上がって結成されたのが「みんなの願い託そう会」でした。松田伸一氏は、その代表として市長選挙に出馬する決意をされたのですが、候補者となった彼の周りには、寒河江市を変えてほしいと願っている人や彼の勇氣ある行動に感動した人たちが党派を超えて結集し、支援の輪を広げていきました。選挙の結果は残念ながら破れましたが、投票者の3人に1人は松田候補に投票をしております。松田候補が選挙戦を通して訴えてきた中学校給食の実現や、むだの多い大型公共事業の見直し、中心商店街の活性化、将来を担う人材育成などなどの政策が市民の共感を得、7,726人もの人たちが松田候補に投票し、寒河江市の改革を託したことを証明するものとなりました。

市長は、1万4,055票の得票で再選されましたが、7,726票という3人に1人以上の市民が批判票を投じたという事実をどのように受けとめ、この票に込められた市民の声なき声をどのように市政に反映していく考えかお伺いいたします。

次に、争点となった幾つかの課題についてお伺いいたします。

一つは、大型公共事業の是非について見解を伺います。共産党議員団は、これまで一般質問やさまざまな機会をとらえて大型公共事業の是非について市長の考えをただし、提言なども行ってきました。寒河江市は、有利な起債や補助事業は全面受け入れの形で大型の公共事業を次々と実施してきました。その中には、市民にとって必要なものもありますが、今すぐ必要としないものや、将来においても大きな負担となるものも数多くあります。観光や集客を目的としたイベント施設や、大型プロジェクト事業などは国の景気が上向きになっているときであればいざ知らず、出口が見えない経済不況の中、国民の暮らしがますます苦境に立たされている現状を考えれば、見直しや中止も視野に入れた転換をすべきと私たちは考えます。

その最大の事業は、最上川緑地に現在工事を進めている多目的水面広場であり、事業への撤退や未処分地を抱えていまだに広大な空き地となっているチェリークア・パーク事業です。これらの事業は、当局が提案し議会の議決を得て実施されているものであり、何ら問題になるものではないと市長は言うておられますが、これらの事業の内容や市の財政状況を知った市民からは、市はなぜこんな財政が大変なときに市民に余り関係のない大型の事業に大金をつぎ込むのか、チェリークア・パークの買い戻された土地の利息は市民の税金がつぎ込まれており、だれが使用するのかわからない多目的水面広場の工事代や維持管理費など、その

ツケは結局市民一人一人将来にわたって背負わなければならなくなる、そんなところに莫大なお金を使うよりも、長い間市民が要望している中学校給食の実施や駅前公衆浴場の設置、低家賃で入れる市営アパートの建設など、市民が必要としているところに市民の税金を使ってもらいたいものだ、こういった声がちまたのあちこちから聞かれました。

今回の選挙は、大型事業をこのまま続けるのか、住民の暮らしを中心に据えたまちづくりに転換していくのか、その選択をめぐる論争が大いに戦われた選挙だったと思います。市長は、今議会に提案された市政運営要旨の中で、ますます厳しさを増す財政状況の中、行財政改革を断固推し進めていくと決意を述べておられます。

行財政改革の最も重要なポイントは、むだを省き、住民が最も必要とする事業や施策に予算や人を重点配分することだと理解するところですが、そういった観点からすれば、多目的水面広場の見直しやチェリークア・パークの未利用用地の用途変更など真っ先に行うべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、中学校給食に対する市長の考えをお伺いいたします。

今回の市長選挙のもう一つの争点に中学校給食があったと思います。市長は、選挙直前の12月議会で、与党緑政会の石川議員が中学校給食の問題に触れ、検討委員会が中学校給食は必要なしという結論を出してから12年が経過し、あのころから見れば現在の情勢は大きくさま変わりしている、再度検討委員会を設置して中学校給食についての検討をしてはどうかとの質問をされました。この質問に対し、市長は、給食については教育委員会の所管になるが、市長として教育委員会に検討委員会の設置を要請すると答弁されました。この答弁の真意はどこにあるのかを市長に伺います。

市長並びに教育委員会は、これまで中学校給食の実施をかたく拒み続け、実施をしてきませんでした。一昨年12月議会で、私は中学校給食に対する市長の見解を伺っております。これに対する市長の答弁は、教育委員会の考え方や方針を尊重し、現行どおりでいいとし、さらに教育を取り巻く環境は12年前と基本的に変わりはなく、逆に弁当給食の持つ意味は大きくなっているというものでした。また、中学生の弁当についての調査や、母親たちとの話し合いについても、やる考えはないという答弁でした。

この答弁から1年たつた間、前回の答弁を翻す形で、検討委員会の答申が出てから12年が経過し、社会情勢も子供たちを取り巻く環境も大きく変わっている、教育全般にわたって検討することが必要と思うので、教育委員会に対し検討委員会の設置を要請すると答弁されました。

市長は、これまで一貫して12年前の検討委員会の答申を尊重するとし、私を含め同僚議員が幾ら12年間の情勢の変化や子供たちの置かれている現状などについて、実態を踏まえた説明をしても聞く耳を持ちませんでした。ところが、手のひらを返すように、これまでと全く逆の趣旨の答弁をされたのはなぜなのか。市長選挙を直前にして市民の中でこのことが大きな争点になってきていたのを無視できず、争点そらしの戦術的な転換ではなかったのかと疑われるところですが、その本心はどうか。今の時点での市長の見解を伺いたいと思います。

また、このことについて、今回の施政方針では全く触れられていません。市長選挙であれほど大きな争点になった中学校給食問題について、市長の姿勢が明らかにされず、一言も触れていないのはなぜなのか伺います。

また、選挙戦を目前に緑政会が発行した緑政ニュースが新聞折り込みされて全戸に配布されたことは周知のとおりです。記事は「12月議会で市長が給食問題について答弁」の大見出しが紙面を飾り、市長答弁の囲みの中は、学校給食は法律上教育委員会の所掌事務であるが、本市の総体的な教育のあり方を給食問題も含め十分調査検討する場を設けてはいかかと教育委員会に要請しますというものでした。「緑政会は政策集団」とのタイトルで出されている記事の内容は、緑政会は早期に中学校給食検討委員会設立に頑張りますとあり、平成15年12月議会に中学校給食を求める請願が出されたときに、緑政会の総意として中学校給食には反対と反対討論をした事実を知っている市民にとっては大変驚かされる記事の中身でした。

しかし、この記事を見て早とちりした市民からは「今度給食するんだね」という言葉が返ってきたり、「今度は給食なるんでないか」といった期待の声も聞かれました。市長は、これらの市民の期待を真剣に受けとめ、給食を実施すべきという立場に立たれるのか、あくまでも検討委員会にげたを預け、検討委員会の

結果次第と責任を転嫁してしまうのか、どのような考えなのかお伺いいたします。

次に、教育委員長にお伺いいたします。市長より検討委員会の設置要請を受けて、この検討委員会はどのような内容にしていこうと考えておられるのかお伺いいたします。

まず初めに、昨年12月議会で、市長が検討委員会の設置を教育委員会に要請すると答弁した時点で、市長の答弁と教育委員長の答弁には微妙なずれがあったと感じられました。市長が、中学校給食については広く教育全般の中で調査検討すべきとしていますが、教育委員長は、教育全般にわたっての調査検討ということで、これまで教育委員会が堅持してきたミルク給食という考え方に変わりはないと答弁されております。この基本的な考え方は今も変わりがないのかどうかお伺いいたします。

市長選が終わっての1月28日、中学校給食をすすめる会では、検討委員会の中身について教育委員長との話し合いを求め、教育委員会に伺ったと聞いています。対応してくださった大谷教育長は、教育委員会としてはまだ話し合いはしていない、白紙の状態ですと言っておられたそうですが、その後話し合いは行われたのかどうかお伺いいたします。

検討委員会の内容についてお伺いいたします。

市長は、教育委員会に対し検討委員会を設置するよう要請したとありますが、検討委員会の中身についてどのような検討を求められているのかお伺いいたします。広く教育問題全般にわたっての検討ということになれば、幅広く何をどのように検討するのか焦点が絞れなくなると思いますし、今回、市長が検討委員会の設置を要請した背景には、給食の実施を求める市民の声が遅まきながら市長の耳にも届いたからにはほかならないと考えます。ぜひ中学校給食を焦点に据えた検討の内容にすべきと思いますが、教育委員長の見解を伺います。

次に、検討委員会の人選について伺います。

委員はどれくらいの人数を、どのような基準で選ぶのか。前回の検討委員会の人選は、中学校給食についての検討をするという目的でありながら、その人選には母親の代表が入っていなかったり、給食現場で働いている人が入っていなかったり、PTAの代表や役職の代表で役員になった人は、任期が終われば別の人にかわり、責任ある検討ができないといった問題もありました。そういった意味でも検討委員の人選は慎重に適切な人を選ぶことが求められますが、委員長はどのような人選を考えておられるのか伺います。

次に、検討の期間について伺います。

前回の検討は2年半という長期にわたるものでした。長ければいいというものではないし、いつまでも結論を引き延ばし、最後に必要なしというような結論が出されたのでは市民の信頼を失うことになりかねません。緑政会のニュースには、できるだけ早く結論を出すよう働きかけるという内容が載っていましたが、どれくらいの期間をかけて検討するつもりなのかお伺いいたします。

次に、会議の公開についてお伺いいたします。

前回の検討委員会は非公開とされ、会議の中でどのような話し合いがなされたのか市民には全くわかりませんでした。会議については原則公開とし、市民が検討の様子をつぶさに知ることができるようにすべきと思いますが、教育委員長の見解をお伺いし、第1問といたします。

市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 市長選挙を戦っての見解が問われております。お答えいたします。

初当選以来20年間、私は真に市としてあるべき姿を常に問いながら1施策1事業を大事にかつ積極的に取り組んでまいりました。これまで新第3次振興計画に続き、平成17年度が最終年度となる第4次寒河江市振興計画を策定し、それを具現化してまいりました。チェリーランドや寒河江中央工業団地の拡張を初めとして、寒河江駅前中心市街地整備事業に至るまでの間、さまざまな事業を展開してきたわけであり、日本のさくらんぼの里づくり、花・緑・せせらぎで彩られた寒河江、みこしのまち、そしてグラウンドワークによるまちづくりと、市民みずからが自分のまちを誇れるまちとなったと思っております。

こうしたまちづくりが人口にもあらわれておまして、県内13市の中では人口がふえている2市に入っておるわけでございまして、また一方では福祉などのきめ細かな住民サービスの向上に努めてまいりました。常に時代の流れというものを先取りし、交流と定住を目指し、さらに質の高い住民サービスを提供できるように取り組んでまいりました。このたびの選挙においては、こうしたこれまでの実績に対しまして市民の皆様から評価をいただいたものと考えているところであります。

ことは第5次寒河江市振興計画を策定していかなければなりません。選挙公約で私はこれからの寒河江市はより美しく、より豊かに、より元気でなければならないとし、具体的な諸施策を掲げ、より品格のある潤いと安らぎのあるまち、次世代が誇れる夢と希望の持てるまちづくりを実現することを訴えてまいりました。

本市を取り巻く厳しい状況下にあります、それを乗り越え、公約の実現を願う多くの市民の声がありました。そして、何よりもこれまでの発展し築き上げてきた20年間の実績を基盤とし、これから先安定した繁栄の道を構築しようとする私の決意に対し多くの市民が支持され、1票を投じていただいたものと思っております。

批判票と言われましたが、私はそれらの票はいろいろな考え方、見方というものや支持政党があったものと思っております。それらが相手候補者に投じられたものだと思っております。このたびの選挙において、多くの市民の皆様から厚い信任と支持をいただいたということでもありますので、その重責を十分認識しながらこれからの行政、市政運営に当たってまいりたいと思っております。

それから、同じく市長選挙に当たっての大型公共事業についてのお尋ねもありません。

私は、このたびの選挙の公約の中で、河川空間、スマートインターの整備活用によるスポレクの振興と観光物産基盤の充実を掲げました。本市がより元気になっていくためには、多目的水面広場やチェリークア・パークというものをぜひとも実現しなければならない事業と考えております。最上川寒河江緑地整備事業と最上川ふるさと総合公園事業、そしてクア・パーク内の滞在型施設でございます。これら三つの事業を結びつけることによりまして、最上川沿岸最大規模のスポーツレクリエーション基地を構築する、あるいはイベント広場を構築するものと思っております。これまでサービスエリア設置とあわせ、高速道路から直接乗り入れ可能なゲートの設置を国及び日本道路公団に強く要望してまいりました。その結果、ETC専用のインターチェンジ、いわゆるスマートインターチェンジが昨年12月国の社会実験という形で実現したのでございます。

また、今年度は、IT企業である楽天がプロ野球に参入し、球団東北楽天ゴールデンイーグルスが仙台を本拠地として結成されたわけであり、その結果、山形県でも2軍の試合であります。そのうちチェリークア・パークに近接する山形県野球場では33試合が予定されていると聞いております。こうした動きは周辺市町にも大きな波及効果を生むことは事実でありまして、寒河江市にとりまして大いに期待されるものと考えております。これまで私どもが手がけてきたクア・パークや多目的水面広場の整備を

取り巻く状況というものが大きく変化していることを考えれば、地域交流が一層活発になるとともに、市内企業の経済活動にも拍車がかかるものと考えております。

以上のことから、多くの市民から支持された観光基盤の充実、強化を図る上でも最上川寒河江緑地整備事業、最上川ふるさと総合公園、民活エリアの三つの事業の早期の完成と活用に向けて努めていかなければならないと考えておるところでございます。

次に、中学校給食についての御質問がございました。

中学校給食については、12月の定例会において私の考えを述べたところであります。本市の中学校給食について、検討委員会において検討されて以来12年を経過し、当時と比べて家族形態の変化、それから核家族、単独世帯の増、そして共働きの増、就業時間帯の多様化と社会構造が大きく変わったこと、また、近年、青少年が引き起こす凶悪事件や家庭内の殺傷事件を数多く耳にするなど、そして非行なども低年齢化し、人と人のかかわりが家庭内にあって薄れ、社会性や自制心がはぐくまれなくなっているのではないかなど、また、教育面では少子化に伴う生徒数の減少、週休2日制の実施、ゆとり教育から学力向上への転換など社会構造や青少年を取り巻く環境、そして教育環境というものは年々変化している状況を述べているものでございます。こうした状況下において、中学校給食については、本市の総合的な教育を検討する中で論じる必要があると考え、さきの12月の質問に答弁したものでございます。

また、学校給食に関する件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育委員会の所掌事務でありますので、中学校給食の今後については、広い立場で総合的見地から議論する場を教育委員会に設け、十分調査検討してはどうか、そして審議経過、検討内容について十分情報提供し、広く意見をいただき、それを見据えて実施するか否かの結論を出してはどうかという考えを、議会終了後教育委員会にその旨要請したところでございます。

このように、私は法律に基づいて見解を述べたものでありまして、手のひらを返すなどとか選挙を前に争点をそらす戦術的な転換だと言われるのは筋違いであると思っております。もし、市長が直ちに判断するとしたならば、それは教育委員会を無視することになり、法律に反することになると思っております。

また、施政方針に触れられていないとのことでございますけれども、教育委員会に市長として要請したものでありますので、その結果というものがまだ出されていないことから、その推移を今後見守っていくということでございます。また、教育委員会で検討された意向というものをこれまで同様尊重すべきと考えておりますので、責任を転嫁し教育委員会にげたを預けたなどという物の言いようはいかがなものかなと思っております。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

〔折原 敬教育委員長職務代理者 登壇〕

折原 敬教育委員長職務代理者 お答えを申し上げます。

まず初めに、中学校給食についての基本的考え方についてであります。このことについては、昨年12月議会の中でもお答え申し上げたところでありますが、今も変わっておりません。しかしながら、教育を取り巻く環境は常に変化しているわけであり、直面する教育課題について絶えず情報を収集したり、広く意見をお伺いしながらよりよい教育環境づくりを目指し、研究していくという姿勢、あるいは基本的な考え方というものもまた変わっておりません。

教育委員会といたしましては、これからの寒河江市の教育のあるべき姿というものを見据えながら、今後ともこのような姿勢で中学校給食の問題を初めさまざまな教育課題に臨んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、中学校給食に関して検討する場の設置についての御質問にお答え申し上げます。

このことに関しましては、昨年12月市長より要請があったところであり、その内容につきましては、今後、寒河江市の総体的な教育のあり方を検討する中で、これからの中学校給食についても広い立場、総合的見地から論議する場を教育委員会に設け、十分調査検討してほしいというものでありました。教育委員会としては、市長からの要請を受け、このことに対してどのように対処していくかということについて今後教育委員会内部で協議、検討してまいらなければならないと認識しております。

したがって、検討の内容、委員の人選、検討の期間、さらには会議の公開などについての御質問がありましたが、まだ協議していない段階にありますので、御質問の件につきましては現時点ではお答えできないことを御理解いただきたいと思います。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤陽子議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただいたわけですが、市長に対しては7,726票の批判票をどのように受けとめられたかということをお伺いしたわけですが、市長はこれは批判票というふうには受け取らないと、支持政党の違いもあるし、そういういろいろな考え方があるから、そういう人たちが相手候補に投票したのであろうというようなことをおっしゃいました。

でも、7,726票という票の中には、やはり今まで市長がやってきたことに対する批判票も大いに含まれていたら私たちは考えているところです。批判をするということに対して悪口を言うというふうにとらえられている方がいるのですけれども、批判と悪口というのは違うわけですね。批判というのは、よい点、悪い点というものを論評して、そしてその価値を判定する、これが批判ということでありまして、悪口というのは、その人やその企業とかいろいろなことをあしざまに悪く言うと、これが悪口ということでありまして、それは違った意味があるということをまず申し上げておきたいというふうに思います。

私たちは往々にして評価を受けることに対して、褒められることに対しては非常に心地よいものでありますけれども、批判されることには耳が痛かったり、また、気分を害したりということがあるわけです。しかし、為政者、殊に市長という頂点に立つ人は、反対側の意見とか考え方には耳を傾けて、なぜそうなのか、どうしてそういう意見が出るのかということ相手を立場に立って考えてみるということが必要であろうというふうに思います。市長は、市民の声をよく聞いて議会の議決を得て進めているとよく言われます。けれども、議会の議決を得たことであっても、それが住民の本当の意思とは反することというのがたびたびあると思うんです。

今回、非常に関心を集め、また、私たちも注目しておりました合併問題なんかについて考えてみましても、市長はもう推進派、そして議会でも進めるべきというようなのが多数を占めている市町村においても、住民投票の結果は住民の意思が全く反対の立場であったというようなことがあるわけですね。その逆もあり得るわけですが、そのように、住民の本意というのはなかなかつかみ切れないものだというふうに私は考えるところです。

ですから、市長は、事業を進めるに当たって少数意見も考慮して、いろいろと意見を聞きながらやっているんだというふうにおっしゃいますけれども、どのような方法でこの少数の意見を聞いておられるのか。そして、多数決で進めるということについて、多数であれば反対意見があってもそれを進めてよいというふうにご考えておられるのか、そのところをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、大型公共事業についてですけれども、多目的水面広場の見直しとかチェリークア・パークの未利用地の用途変更については、これまでも多くの方がこの議場で市長の見解をただして、また、提言なども行っております。緑地整備については、当初15年度事業費は16年度の実施計画では1億5,000万円削減されて8億5,000万円に減額されておりますね。この減額の理由、そして内容はどのようなものなのかをお伺いをしたいと思います。

こういう大型の事業が進められていながら、市民が本当に要望している、要望の強い側溝整備費とかオーバーレイの予算などは、16年度の実施計画より3分の1に減らされているんですね。こういう実態を見ると、やっぱり行革だから一般の全体的に予算を縮減したというふうに市長おっしゃいますけれども、大型公共事業は進めながら一方で市民生活に本当に必要とされているものが、予算が減らされているということについては、私たちは本当にこれはおかしいのではないかというふうに言わざるを得ないわけです。

当初、緑地整備事業は総事業費が15億円となっていましたけれども、その中で水面広場が9億円、そして公

園には約4億円だというふうには言われておりました。ところが、16年度の実施計画では総額が10億円に変更されて、水面広場にかかる予算がおよそ6億8,500万円というふうには言われていました。ところが、今度は17年度の実施計画では事業費が8億5,000万円に減額されているんですね。ですから、市長はむだな公共事業をやるな、やるなというふうには言われているから切り詰めたんだというふうにおっしゃるかもしれませんが、この事業の当初計画そのものがずさんだったのではないかとわざと得ないと思います。

例えば、地元から要望があった運動広場などをつくるのであれば、総額15億円などという大きな予算を使わなくても事業はできたのではないかというふうに思うわけですね。総事業費の半分以上が有利な起債だからといっても、その半分は寒河江市が負担しなければならないわけですね。ですから、大規模工事の中で運動公園だけ整備するというふうになりますと、3億円か4億円の間にできるのではないかというふうに思うんです。ですから、大規模工事をするによって、かえって本来しなければならない、本来目的としていた運動公園の事業費も大幅に膨れ上がってしまうという、そういう結果になるのではないかなというふうな気がするわけです。

これからも事業費のツケ、借金返済そして維持管理費というものがこれからもついて回るわけですから、それが非常に将来にとって大きな負担になるのではないかというふうな気がいたします。この工事費や維持管理費に対して、それではこの最上川緑地を整備したことによってどれくらいの効果があるというふうに市長は考えていらっしゃるんですか。年間維持管理費とか、それから返済する金額とかというものが出てくるわけですが、これに対して1年間でそれではどれくらいの費用対効果といえますか、そういうものが見込まれるのか。どういうふうな計画でそれを考えていらっしゃるのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、チェリークア・パークについてもこれまでいろいろな点で質問をされているわけですが、中国パールの買い戻しの土地、これは1万坪あるわけですが、これに対して開発公社に支払われている利子が1年間で約350万円になっているということがあるわけですね。この膨大な土地に今事業展開しているというのは、ホテルシンフォニーアネックス、そして農協ですか、あとの土地はもう遊んでいるというか、何もなっていないと。こういうところに市長はこれまでずっと引き合いがあると、新しく参入する事業者を募っていると、探しているというようなことがありましたけれども、これらの未利用地をこれからもずっと放っておくということになりますと、それに対する利子代とか、それから土地代なんかもあるわけですね。これが将来的に大きなツケになっていくのではないかというふうに心配されるわけです。ですから、これは市長の見通しが甘かったのではないかなというふうに指摘せざるを得ないわけですが、今のうちに何とか方向転換をして利活用できるような方法を考えるべきではないかと思っておりますけれども、市長の見解を伺いたしたいと思います。

それから、給食問題についてですが、市長は市長選を前に手のひらを返すような答弁をしたとかそういうものではないと、これまでずっと12年間の情勢を見てきて、少年非行の問題とか共稼ぎの増加とか、いろいろな社会情勢が変わってきているので給食も教育問題の中で検討すべきでないかということをや要請したのだと言われましたけれども、私から言わせれば、青少年の非行化の問題とか共稼ぎの問題、そういうものはもう去年、おとしにわかってきたわけでは、あらわれてきたわけではなくて、もう既に十何年も前からそういう傾向はあったわけですね。ですから、いまさらそういうことを言うというのは非常に唐突な感じを受けたわけです。

ですが、本当に市長が今の現状を何とか変えていかなければならないというふうな立場に立って中学校給食も検討すべきだというふうな考えになっておられるのであればそれは非常にうれしいことだというふうに思いますけれども、このまま教育委員会に検討を任せて、そしてあとはどうなるか、それは検討次第だとい

うふうにげたを投げてしまわれるというのは非常におかしいのではないかというふうに思うわけです。

といいますのも、市長が検討委員会の設置を教育委員会に要請したという緑政ニュースが市民に非常に大きなインパクトを与えたというふうに思うんです。あのチラシを見て市長も今度は中学校給食に前向きになったんだねと、してくれるかもしれないというような期待を持って市長に1票を投じたという人は少なくないというふうには考えております。そういう意味からも、市長の答弁というのは非常に重いわけですし、そして責任もあると思います。

市長が実施すべきだという立場に立つのかそうでないかによって、教育委員会の考え方というのも大きく左右されるのではないかと私は思います。教育委員会は独立機関だから関係ないと市長おっしゃるかもしれませんが、教育委員会を任命するのは市長なんですね。市長の人選によって教育委員というのは選ばれるわけです。ですから、市長がその人選に当たるについては、やっぱり市長の意に沿う人を選ぶのは当然ではないかと私は思います。ですから、市長がどういう考え方を持つかによって非常にこれは変わってくるのではないかなというふうに思います。

よその自治体なんか見てみましても、市長選があったときに、市長が中学校給食を実施しますというような立場で当選されたところでは、当然、教育委員会もあるわけですが、給食実施に踏み込んで実現しているんですよ。ですから、市長は執行権を持っているわけですから、市長が実施するという立場に立てば、これは当然実施できるものだと私は考えますが、ぜひ教育委員会任せだというふうにおっしゃらずに実施する立場に立つべきでないかというふうに考えますが、再度市長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、教育委員会にお伺いをいたします。

教育委員会の基本的な考え方、ミルク給食がいいというふうな考え方というのは今でも変わりはないという答弁だったというふうに思います。やはり今まで12年間も堅持してきたミルク給食という考え方を、市長が検討委員会をつくるよう要請したからといって、すぐに変えられるというようなことではないと私たちも承知をしております。話し合いが行われていないということでありますが、いつごろをめぐりに話し合いをするのか、スケジュール的な考え方があればお示しをいただきたいと思います。

そして、市長からどのような検討が求められているのかということに対しては、広く教育全般にわたって検討する中に給食問題も入れるというような考え方のようですけれども、どういうふうな検討委員会になるのかまだわからないということですが、やはり広い意味で教育全般というふうになりますと、どこに焦点を絞るのか、各部会を設けてするのか、そういうことはわかりませんが、やはり市長がこの検討委員会をつくることを要請したという考え方の中には、給食の検討を視野に入れたものを実施してくれと、検討委員会をつくってくれということがあるというふうに思いますので、ぜひ給食の実施を前提とした検討委員会をつくっていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。それは緑政会の皆様方もそのように給食検討委員会の早期実現のために頑張るといっておられるわけですから、これは議会の総意というふうには私は受けとめております。

それから、人選についてですが、前回、第1問でも申しあげましたが、前回は給食の検討委員会ということで人選をしたわけですが、その中には直接子供たちと日常毎日つき合っている母親の代表とか、また、給食を調理している調理師さんとか栄養士さんとかそういう人たちが選ばれていなかった。この人選にも大きな問題があったのではないかと私は考えております。ですから、どういうふうな方法で人選をするのかわかりませんが、やはり検討にふさわしい人を選んでいただきたい、こういうことです。ですから、一部公募するというようなことも含めて検討をされてはいいかと思いますが、どのように考え

られているのかお伺いをしたいと思います。

それから、検討の期間についてもですが、ずるずると長引くような検討ではなくて、十分検討をしながらも、やはりめり張りのある検討結果を出していただきたい、検討期間をそんなに長くとらないでやっていただきたいというふうにもこれもお願いをしておきたいと思います。

それから、会議の公開についてもですが、前回の検討委員会では、やはり会議の内容というものがどんなことが審議されているのか市民には全然わからなかったわけです。ですから、広く市民もどんなことが検討されているのか、そういうことが知ることができるような検討委員会、公開を原則とした検討委員会にさせていただきたい、これも要請をしておきたいというふうに思います。以上2問です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成17年3月第1回定例会

発言の訂正

佐竹敬一議長 16番佐藤暘子議員から発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。
16番佐藤暘子議員。

平成17年3月第1回定例会

佐藤暘子議員 先ほど2問目の私の発言の中で、中国パールの1万坪土地代金の利子を1年間で「917万円」と申しあげましたが、これを「約350万円」と訂正させていただきます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かの第2問の質問がございました。

一つはこの前の選挙結果のことでございますが、1問でも答弁申しあげましたとおり、いろいろな要素が絡み合い交わり合って相手の得票につながっておるものと、このように思っております。私の場合につきましては、私の掲げた主張、公約というものを支持して下さったと思っておりますけれども、これからの市政運営の中で十分声を大切にしていまいりたいと、このように思っております。

それから、公共事業云々につきましてはの再質問でございましたけれども、身近なこれは生活環境の整備ということももちろんでございますけれども、将来につながるところの寒河江の発展、あるいは市民の幸せというものにつながるところのものを、先見性を持って取り組むということもこれは市長の責務だと、このように思っております。

それからまた、多目的水面広場、最上川寒河江緑地の件でございますけれども、これは設置整備という目的が遂げられるようにという中で、主体工事をまずはやり抜くということに重点を投資しまして、そして周辺の整備につきましては取りやめるもの、あるいは削減するものと節減するものというようなことで持っていくということでの見直しが行われておるといように御理解いただきたいと、このように思っております。

それから、効果と云々の質問もございましたけれども、これは、当初の計画におきましては計画としておせておるものはありますけれども、やっぱり完成してみて、その中で利活用者が実際に考え出てくるというようなことになりましたら、具体的な数字というようなものもこれも出てくるだろうと思っておりますけれども、現段階にどれだけと言われましても非常に難しいことだろうと、このように思っております。

それから、中国パールを含めたところの利活用ということでございますけれども、第1問でも申しあげましたとおり、やはりクア・パークのみならず、それから最上川ふるさと総合公園、そして今整備中の多目的広場と言われますところの寒河江緑地、これらの三つのエリアというものを総合的に、そしてまた相乗効果が発揮できるようなものとしましてスポレクあるいはイベントあるいは健康、それから観光産業ということで、景観なりあるいは交通の利便性というようなものを、あるいは温泉というものを生かしたもので十分に市の発展につなげていかなければなりませんし、そしてまたそれを整備したところの目的にかなうものだと、このように思っております。

それから、給食の話がございましたけれども、これは第1問で答弁したとおりでございます。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

平成17年3月第1回定例会

折原 敬教育委員長職務代理者 お答えいたします。

ただいま検討時期を初めとしていろいろと具体的な内容に関しての御質問がありましたけれども、今後、教育委員会の中において直面するさまざまな教育課題とあわせて、市長からの要請のありましたことについて協議検討してまいりたいと考えております。

具体的な対応方法等についてはこれからということになりますので、今の時点では申しあげることができませんので御了承願いたいと思っております。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤陽子議員 2 問目お答えいただいたわけですが、市長に対して3 問目の質問をさせていただきたいというふうに思います。

市長は、給食に関して私が一昨年12月に質問したときに答弁された内容と、また選挙戦を前にしての昨年12月の一般質問での答弁の間には、随分反対、全く反対のような答弁をされたということで、その真意はどのようなかということをお尋ねしたわけですが、はっきりした答えは言ってもらえませんでした。このところが非常に市民にとってもわかりづらいのではないかと私は思うんですね。

給食は要らない、要らないと言い続けていた市長が、昨年12月になって急に世の中の情勢も変わってきていると、子供たちの置かれている環境も変わってきていると、だから検討委員会を設置して、給食問題についても検討するように教育委員会に要請すると、こういう答弁をされたわけですが、一体どういう考えなんだというので、市民の方にとっては大変わかりづらい。私自身も非常にわからない答弁だというふうに思っているところです。

もう一度お聞きをしたいと思いますけれども、市長は本当に市民の立場に立って給食が必要だなというふうに考えていらっしゃるのか、それとも、いや、私自身は給食は必要ないと思っているんだけれども、とにかく市民の声があるから検討しなければならないだろうというふうなことを思っているのか、そのどちらなのかということをはっきりお聞きをしたいと思います。そして、私は、行政の長がとるべき態度としては、長というのは常に住民がどのようなことを望んでいるのか、そして住民の要望をかなえてやるというのが市長としての、長としてのやるべき仕事ではないかというふうに考えるところです。

ですから、市長は、先ほどの答弁の中でも、これは教育委員会の所掌事務だからと、教育委員会で検討の結果がどうなるかということで判断すべきだというふうにおっしゃいました。けれども、これは法律論はそうでありまして、町としての仕事としてはやはり住民の声を聞く、そして住民の要望を実現していく、それが長としての基本的な考え方ではないかというふうに思います。

ですから、これまで給食がなされなかったところで実現しているというのは、やはり長としてその任にある方が住民の声なんだから、それは実現しなければならないという住民の願いにこたえる形で給食を実施しているところが多いわけです。ぜひそういう立場に立つべきでないか。法律論というのは、法律は法律でいいんです。ですけれども、その長としての考え方というものをきちんと持っていただいて、住民に奉仕をするという考えに立つべきではないかと思いますけれども、市長の考えをもう一度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、教育委員会に再度御質問させていただきます。

今、教育委員長もちょっと健康を害されているということで、教育委員会の中での話し合いもなされていないという事情はわかります。ですから、先ほど私が申しあげたのは、検討委員会を設置するに当たっての何点かの要望を申しあげました。ですから、その要望はぜひ聞き入れていただきたいというふうに思います。その上で、12年前に給食の検討委員会が設置されたわけですが、この検討委員会は非公開とされていたために、市民の皆さんがどういうことを検討されたのかということが全然わからなかったわけですね。ですから、この12年前の検討委員会の会議録を開示していただきたいというふうに思うのですがいかがでしょうか。その会議録をいろいろどうということが話し合われたのかということが基本になって、今度つくられる検討委員会についてもいろいろこういうところはこうすべきだという基礎になるのではないかというふうに考えるわけです。

ですから、この12年前の検討委員会の会議録の公開、これをぜひしていただきたいと思いますが、その件についてお考えをお聞きしたいと思います。以上で第3問終わります。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 お答えします。

やっぱり長ですから、なおさらのこと法律というものを遵守していかなくてはなりませんし、相手の行政委員会としての教育委員会という立場も尊重していかなくてはならないと。ですから、教育委員会が出した結論というものはこれは尊重するというを私は申し上げてきたわけでございます。しかしながら、社会環境、教育環境というのは非常に変わってきておりますから、この辺でやはりまた御検討を、あるいは調査なりするというのもあるのではないかということを提言してきたところでございます。以上でございます。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 管理課長。

平成17年3月第1回定例会

熊谷英昭管理課長 それでは、12年前の検討委員会の情報の開示という質問でございますけれども、当時非公開という判断をしてきましたので、今公開することについては適当でないというふうに思っております。

平成17年3月第1回定例会

高橋勝文議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番について、12番高橋勝文議員。

〔12番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 まず、市長の6選目の当選、心からお祝いを申し上げます。

それでは、通告 7、農業振興につきまして以下質問をいたします。市長の前向きな答弁を期待いたします。

の担い手育成の早期実現につきまして、今、銀世界の中に雪に埋もれる水田や畑、そして果樹園の風景を見ますと、農業農村の今置かれておる厳しい環境、そして立場を忘れさせるようであります。

昭和36年6月に農業基本法が制定され、他産業従事者に匹敵する農家農業の育成につきまして、行政があらゆる施策を講じたのにもかかわらず、全体として元気が感じられない今の農業農村であるようであります。いまだ抜本的解決がなされないまま時間だけが過ぎておるような感じいたします。中でも水田を基幹とした地域、積雪の多い地域、そして消費地に遠い地域ほど農業そして農村離れが著しく、国が唱える自給率の向上、そして自然環境保全の面におきましても目標とするところまで至っていないと、このような現状であります。

平成17年1月、農水省におきまして、従来の施策をより具現化する考え方から、新たな経営安定対策と資源保全施策などのねらいとイメージ、新たな政策体系の構築に向けての現時点での考え方を提示したようであります。

基本的な考え方の一つが、産業政策と地域振興政策の峻別、二つが担い手を明確化にし、これらに施策を重点的に集中的にするということであります。構造改革の立ちおくれ、そしてWTOなどによる貿易のグローバル化の流れ、消費者、ユーザーの要請を踏まえた食糧自給率向上の必要性、さらに地域農業の脆弱化による多面的機能の維持の支障のおそれなどから担い手の育成が急務と判断されまして、一つ効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して、経営改善に取り組む農業経営、個別の担い手、そして一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展することが見込まれる集落営農、集落営農組織をつくり上げようとしております。

平成7年12月に制度化され、当時159名の認定農業者を市では認定し、今日までその制度を生かし、育成に取り組んでまいりました。現在、地域農業の担い手としている認定農業者は217名であるようであります。そして、稲作を主体とする認定農業者いわゆる稲経担い手コース加入者は65名と聞いております。また、2ヘクタール以上の稲作農家は、認定農業者を含んで253戸とのことであります。

そこでお伺いをいたします。一つ、国の担い手経営安定対策の対象となる4ヘクタール以上及び同対策で担い手として認めている20ヘクタール以上の経営規模を有する集落営農組織について、大別してどのような市としての数値目標としていく考え方なのか。まだ数値目標が上げられないとすれば、いつごろまで上げようとしているのか。さらに、集落営農組織はどのような地区と考えているのかお伺いいたします。

二つ、三泉地区を皮切りに、現在南部地区で農用地利用改善組合の設立に向け事業推進を実施しているようであります。すべての地区に同組合が設立されると判断いたしますが、出作、入作が多く、そして農地を資産価値としてとらえているような地区は、設立要件を満たす同意率を得るまでには相当の期間を要するのではないかと私は心配いたします。このような地区に対する特別の支援策は考えているのかお伺いいたします。

3、水田としての利用条件が完備されていない地区が、寒河江市にも相当の箇所があるようであります。流動化、そして農地の担い手の集積の上で一番の課題だと私は思っております。特に、水路が昔ながらの土水路の地区であります。稲作や転作田として利用する際に効率的な作業の支障になるものであります。水路整備などの改修事業について、どのような姿勢で今後対応していくのかお伺いをいたします。

の農地の特区の基本的な考えにつきまして、お伺いをいたします。

でき得るならば、農地の利用は農業をみずから営む方において利活用されるのが好ましい日本型の土地利用施策と考えるものであります。しかしながら、担い手や集落営農の組織による対応のみでは守り切れない状況と判断いたします。国におきましても、全国的な状況を把握の上で、リース特区の全国展開を法改正も含めて検討されているようであります。農業経営基盤強化促進法の改正がなされた場合に、農地リース方式による企業の農業参入も耕作放棄地対策の一環として、寒河江市の基本構想の中で取り入れる考え方はないのか。

そして、私の試案であります。構造改革特区として市民の中で定年後に農業をやってみたいという方々、例えば複数、3人以上で1ヘクタール以上の連担化している農地を借り受けて農業を営むような特区を、耕作放棄地になりかねない地域に限定して設けてはいかかかと、私はこのように思っております。市長の御所見をお伺いいたし、第1問といたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、本市の担い手育成の早期実現ということでございまして、集落営農組織ということについての、あるいは農地利用改善組合というのに対する質問、そして水路改修等についての質問でございました。

本市におきましては、国の新たな米政策改革大綱を受けまして、昨年3月、御案内のように、農協等の関係団体と市それから農業委員会等で組織するところの水田農業推進協議会というものを立ち上げたわけでございます。地域の推進作物、水田の利活用、担い手の育成などの将来方向を明らかにした水田農業ビジョンというものを作成いたしまして、平成16年度、今年度から取り組みをスタートさせているところでございます。

国の担い手経営安定対策の対象となる水田経営規模が4ヘクタール以上の認定農業者と、それから20ヘクタール以上の集落営農組織の育成目標についての御質問でございますけれども、平成16年に、この対策に加入した認定農業者は28名であります。このように、本市では4ヘクタール以上の大規模経営農家はごく少数でございまして、水田農業ビジョンでは、2ヘクタール以上の経営規模を持つ農家253戸の中から認定農業者を中心とした担い手の確保を図り、農地利用集積の支援などにより4ヘクタール以上の経営規模の実現を目指して育成していくこととしております。

しかし、一方でこの対策の対象者は認定農業者に限定されております。本市では、後継者不足などもあって、今後、認定農業者数、現在213名おりますが、この認定農業者数というものは大きく増加するのは見込めない状況かなと思っております。このため、協議会におきましては、地域の実情によって認定農業者以外でも担い手として認めることとし、各地域の話し合いによって418名を担い手としてリストアップしております。今後は、これらの担い手に農地利用集積などの面で支援を行いながら、地域の水田農業の中心を担っていただくこととしております。

また、集落営農組織の育成につきましては、当該組織設立が5年以内の法人化計画を有することや、営農組織として一元経営していることなどの要件があることから、今後の検討課題としております。なお、水田農業ビジョンでは、担い手の育成数ではなく、担い手に対する農地利用集積率を目標としており、平成18年度に56.5%、さらに平成22年度には60%を目標としているところでございます。

それから、農用地利用改善組合とのかかわりでございますが、担い手農家の規模拡大と経営合理化を進めるためには、農地利用集積が重要となりますが、本市ではこれまでは個々の農家ごとの貸し借りが中心であったために、農家が点在化し、非効率的な農業経営となっております。このため、水田農業ビジョンでは、市内9地区において担い手確保と農地利用集積に取り組む組織を整備し、その組織が地域内の農地の貸し借りを一括して調整し、担い手の利用集積と農地の効率的利用を推進していくこととしております。

昨年、準備の整った地区から集落の話し合いに入っておりますが、御指摘の南部地区では、きょう3月4日、農用地利用改善組合が設立されることになっております。設立に向けた集落座談会では、農業従事者の高齢化と後継者のいない農家が増加する中で、近い将来、農地を貸す場合に借り手があるか心配だという意見も多く聞かれ、農用地利用改善組合の設立に賛同していただいたようでございます。

今後、各地区で農用地利用改善組合の設立を進めるに当たりましては、地域の農業は担い手を中心にして地域全体で守るという意識を農家の皆さんに持ってもらい、皆さん自身の問題として農用地利用改善組合の必要性を理解していただけるよう、関係機関が一体となって進めていかなければならないと思っております。

それから、水路等の改修の問題がございました。これからの農業というものは、担い手に農地の集約を図り、効率的な営農ができるよう支援していくことが必要と考えております。その合理的、効率的農業推進のためには、農地そのものの整備のほか、農道や農水路の整備など営農を容易にする条件整備も重要なことと思われまことに、本市の水田面積約1,830ヘクタールのうち山間地を除きほとんどが何らかの基盤整備が実施されてきております。その状況としましては、柴橋、中郷地区には大正時代に、寒河江、南部、西根地区は昭和20年から30年代にかけて、主に素堀の土水路による10アールの耕地整理が行われました。高

松、白岩、醍醐、三泉地区におきましては、昭和40年後半から50年前半にかけてコンクリート水路を整備した30アール圃場の基盤整備が行われてきたところでございます。御案内かと思えます。

素堀土水路の改修整備については、これまで市単独の農道及び用排水路新設改良事業によるコンクリート水路などへの整備を進めてきましたが、いまだ未整備の箇所も残されているところでございます。そこで、素堀などの水路改修整備の今後の対応についてでございますが、現在実施しておりますところの本市の農道及び用水路新設改良事業の際にあわせて整備も進むものと考え、本市として別に新規の事業を新たに興して対応する状況にはありません。

一方、農道や用水路の改修整備のための補助事業として、現在、基盤整備促進事業などの制度があるわけですが、これらの制度の活用には採択要件及び地元負担などの条件があるところでございます。したがって、今日のように厳しい農業情勢の中で、採択要件が満たされ、地権者の合意形成が得られれば、市としても対応を考えてまいりたいと思っております。

次に、農地の特区についてでございます。

構造改革特別区域法によりまして、農地の遊休化が深刻な地域においては、耕作放棄を防ぐ方策の一つとして農業生産法人以外の法人の農業参入を認める区域、いわゆるリース特区の設定などが認められたところでございます。現在、農林水産省において、農地の荒廃、遊休化防止の対策として農地制度の改革を中心とした取り組みが続けられており、この中では農地保有合理化法人による遊休化防止の事業も制度化される運びとなっております。

また、これまで実施されてきた遊休化防止のためのリース特区制度や、市民農園の利用による遊休化防止の特区設定に関しては、今後これを特区としてではなく全国的に拡大する方針が出されているところでございます。これは、県が基本方針を定め、市町村が基本構想を作成する中で、農業生産法人以外の法人を特定法人と位置づけし、市町村や農地保有合理化法人が農業生産法人以外の法人にも農地を貸し付けて遊休化を防止する事業や、非農家の参加を得た市民農園開設などによる耕作放棄防止の方策を全国に広めようとするものでございます。

耕作放棄地を生まない取り組みは、現在の農家の努力だけでは限界があると思われ、そうした多様な取り組みにより遊休農地防止の対策が講じられることは望ましいことと思われませんが、今のところそれらの取り組みは耕作放棄地など農地の遊休化が著しく、相当程度存在する地域に限定されていることが前提となっております。

したがって、本市では、公共投資の行われた農用地などで積極的な耕作、肥培管理が行われるべき農地については、農業生産法人以外の企業や非農家などの参加という方策ではなく、これを地域の担い手農家などに利用集積し、中核的農家の経営規模拡大や農業経営の合理化を進めていくことが大切であると考えているところでございます。

そして、余暇や老後の生きがいづくり活動などのための農業就労への対応についてでございますが、特に、山間地の農地のように一般的な農業経営、本来の対象農地としては不向き、不採算の条件にある農地などについては、今後国から示される条件や県が策定するところの基本方針の内容に基づき、農地や農村景観、環境の維持保全、災害の発生予防のため非農家、市民農園による方法や、農業生産法人以外の企業などへの貸し付けを含め、耕作放棄を防止する多様な構想というものを検討していく必要があると考えているところでございます。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

平成17年3月第1回定例会

高橋勝文議員 今、市長の方から答弁もあって、なかなか難しい一つの農業調整の中での答えということで、私も、質問する方もなかなか大変なんです。ということは、今、行財政改革の真ただ中におる中で、農業の質問は、お金のかかる部分もあるので大変な質問になるということでもあります。その辺ひとつ市長から御理解方をお願いしたいということです。

ということは、今の米の需要等を推測するに、日本型の食生活から西洋化の方向に今変わっているわけです。よって、米の消費というのは拡大はなかなか難しいなと、このように思うところであります。そして、少子高齢化、これらがさらに米の消費の拡大にはつながらないという一つの中で、今現在寒河江の農業粗生産額も100億円台あったものが91億円台ぐらいまで下がってきているわけです。その主な理由は、私は米であろうと、このように思っております。

今日まで市長は、いろいろな部分で市民の、そして農家の声を聞きながら、いろいろな施策を講じてきたと。これは私は市長の指導力であったと思っております。その一例が、例えば寒河江型農業ということで、日本一のさくらんぼの里の産地化、そして花、野菜に当たっては施設化、そして農産物の付加価値向上対策などの施策の支援、さらには今担い手のためへの方向でやっています農地の集積、そして認定農業者の育成、さらには観光農業の振興とか、それから今、山岸、石持、鹿島で行っている畑地化、そして転作田に対する大豆の機械化の導入など、非常に市長の決断力で農家の育成、91億円の粗生産額まで落ちてきたものの、そこまで守ってきたという一つの市長の指導力、私、感銘しておる1人です。しかしながら、戦後60年になって、農政も戦略は私は変わっていないのかなと。ただし、戦術はいろいろな部分で変わってきたと、このように思っております。

過般の2月5日の新聞でありますけれども、農水省とそれから全中が認定農業者の数をことしの夏までに大幅に増大するような新聞記事が載っておりました。農水省と全中の協議で、平成20年から厳しくなるといいます米の生産、これらを前提にして認定農業者の数をとにかくふやそうという一つの国策、国家の戦略ということで、私は今国挙げて認定農業者の拡大に取り組んでおるのが実態だと思っております。

先ほど市長から、認定農業者の数とか、それから担い手の数なんか報告ありました。今、純粹なる水田の耕作面積は1,115町歩ぐらいかなと、1,115ヘクタールぐらいかなと見ております。平成20年から減反の施策、米の限度数量、つくってできる、つくられる米の数量、これは農家みずから考えるよと、このように施策の変換がなされるわけです。その20年までに、稲作の担い手をいかに育てて明確な位置づけにすると、これらがまず当面の課題なわけでありまして。先ほど言ったように、米の需要も落ち込むであろうという中、水田面積は1,115ヘクタールぐらい寒河江にはあるという一つの実態、その1,115ヘクタールも中に中山間地もあって平らなところもあると。よって、なるべく早目に稲作の担い手、認定農業者を、あなたは寒河江市の、そして地域も農協もあなたを担い手にするんだというような一つのアクションを早く出していかないと、平成20年度の米政策に私はおくれを来すではなかろうかと、このように思う中であります。

土地の利用集積もそれは必要であります。市の方で認定農業者の認定同様に、あなたは稲作の担い手だというような位置づけ、これを私はしてもらいたいということで、今現在どのくらいまで市として、数字的に考えておるんだかというような質問をしたわけでありまして。平成20年がまず番限です。それ以前で体制固めをしなければならないという一つの状況下にあるので、できる限り早目の担い手、認定農業者の認定を私は期待したいと、このように考えておる中であります。時間がないということだけひとつ市長から御認識を賜れば幸いです。

そして、担い手の中でも農用地の集積が、これが大前提になってくるはずで。きょう、聞くところによりますと、市長も今答弁されましたように、三泉が組合設立されました、そしてきょう、南部支所管内の改善組合の総会が5時から開催されて、議長も行くなどと話も聞いております。議長もかなり相当頑張ったのではなかろうかと。そして、ここに武田農業委員会会長おりますけれども、そういう方々がいるから短期間の中でそういう組合、私はできたのではなかろうかと、こう思っています。私もあそこに20年間務めましたので、2人の仕事の内容もずっと見てきたので、大したものだと、このように思っています。

この農用地の集積関係で、私一番難儀する地区は、寒河江支所管内、そして白岩支所管内であろうと、このように私なりに推測しています。ということは、寒河江支所管内は、土地は資産として持っているんだという一つのイメージの強い農家の所有者がいると。そういう中で、組合は3分の2以上の同意を求めないと、その組合というのは設立できないわけです。70%以上同意を必要とする中で、組合が設立なると、こういう一つの要件なわけです。

7割というのはなかなか出作、入り作、そして資産としてとらえている農家にとっての同意率、非常に私は難しい課題であろうという中で、ひとつ行政も議長とか農業委員会会長いけばスムーズに行くと思いますけれども、寒河江支所とかそれから中山間地を控えている白岩地区なんかはなかなか大変だろうと、このように私なりに判断していますので、ひとつ特段の何かしらの支援策、これは物というものではなくて、心でも結構なんです。このくらい市でも頑張っているんだと、例えば市報なんかに今、市でも農地利用集積に頑張っているんだと、ひとつ広く皆さん、そういう一つの推進の際には同意してくださいと、このような広報も私は啓蒙の中で必要ではなかろうかと。そういう部分で、お金でなくて心というかな、そういう一つの広報の中での啓蒙指導をしてもらえないものかなと、このように感じておった中であります。

九つの支所が一斉にスタートをかけませんと、先ほどの稲経の担い手、今からは价格的な保証も経営保証も国の方ではするようになる一つの流れになっておるわけです。ある程度の条件を備えませんかとそれにも漏れるということになってきますから、各地区が一斉に、この改善組合がスタートして一斉に担い手が育成されるような農用地の集積にひとつ御努力方お願いしたいということで、市長の御所見を、今の市の広報などでできないのか、その辺の御判断をひとつお聞きしたいということでもあります。

そして、水路の整備関係でありますけれども、条件悪いところほど未整備の環境なんです。条件いいところほど条件整備がされておまして、条件悪いところほどこのままで、そこに担い手をどうにか土地利用集積してくれたからつくれとか、それから集落営農でつくったらどうだと、こうなってくるとそれが一番足かせに私はなるという一つの見方をしています。そういう中で、市の補助事業もあります。市の補助事業とあわせて改良区での補助もあります。そして、大きい面積ならば国の補助事業もあると思います。その国とか県の要件を満たすまでに至らない地区、それらが寒河江市に数多くあるということでもあります。

17年度の予算でも、農林予算でもある程度の金額示された中でありますけれども、あの予算額では何百、200メートルぐらいしか私はできないのかなと、このように思うところでもありますので、例えば今後そういう一つの要請があった場合に、県とか国とかそういう事業の要件にははまらないと、これはあくまでも市単とか、それから改良区の補助事業でやらなければならないような一つの事業の申請が来た場合に、ひとつ市長、前向きにその辺に相談乗ってもらいたいものだなと、このように私はお願いするところでもありますけれども、市長の御所見をお伺いしたいということでもあります。

そして、特区でありますけれども、前に鈴木賢也議員が特区で質問された経過があります。その市長の答えも私今記憶しておりますけれども、年々歳々状況が変わってきます。そして今後ますます変わろうとす

る、そのように私は判断します。要するに、農家も農村も脆弱化になると、この現象はなかなかとめられないであろうと、このように思う中であります。あくまでも特区でありまして、市長の判断でこういう一つの特区を設けたいというのであれば、今の県の考え方、国の考え方も、どぶろく特区でありますけれども、私は容認するのではなからうかと思っております。

いち早く寒河江の市長、私は選挙でも申しあげましたけれども、佐藤誠六市長は耕夫尽の精神だと、このように私思っている中であります。その耕夫尽という一つの精神で特区を私の試案の中で申しあげたようなことをできるのかなと、もう1回お聞きしまして2問いたします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 農業というものは、今後というものは非常に私はやっぱり議員がおっしゃるように難しい問題を抱えておると、このように思っています。そういう中で、三、四点ほど難しいものにどう取り組むのかということ再三質問されておるわけでございますけれども、何にしましても米を、今、さくらんぼほか果樹、花以外としましても、まだまだ米としての稲作を中心とした農業というものは、これは力を入れていかななくてはならないものでございます。そういう中で、御指摘のように、農地の集積というものが、これが一番大切なことだろうと思っております、やはり生産価格を下げるといことと、あるいはまた農業従事者が高齢化しているという中では、やはり集積を図りながら稲作をやってくださる人に委託するなり、あるいは貸し付けるなりというような方法というものを本格的にこれまで以上に取り組んでいかななくてはならないということだと、こういうふうにも思っておりますので、そういう意味では今三泉なり、あるいはまたきょう南部で取り上げられておるところの取り組みというものも非常に大切にしていかななくてはならないと、このように思っておるわけでございます。

また、こういう農用地利用改善組合とそれ以外におきましても、農業公社というようなものの形で取り組もうとする動きがありますれば、それらにつきましても支援していくというような形、議員は心の支援と言いましたけれども、現在の中では非常に心の支援以上というものは難しいかなとは思いますが、そういう取り組みを大切にしていきたいと、このように思っておるところでございます。

それから、農道それから農水路に対するとおる所の市の対応でございますけれども、素堀のようなところの水路というようなものがまだ市の周辺にあると、身近なところにもあるというようなことも私も聞いておるところでございますが、これをやっぱりまだ畑地化しようとしたしましても、非常に水漏れが出てきて、畑作等の転換に、あるいは転換作物を植栽する上において非常に障害になるというようなことが見られるわけでございますので、先ほど答弁申しあげましたように、こういう基盤整備促進事業というような制度があるわけでございますけれども、やっぱり何と言いましても採択要件とか地元負担等の条件があるわけでございます。

したがいまして、地権者の合意形成というものが得られなければこれらに取り組めないということでございますが、今の農業の時代の中で、地元負担金まで出してこういう事業に取り組むというようなことは非常に農家自体としても厳しいのではないかなと、こう推察するところでございますけれども、農家等の御意見等も賜りながら考えてまいらなくてはならない問題だなど、このように思っております。

それから、耕作放棄地の問題になりますけれども、先ほども申しあげましたように、国の方でもいろいろ方針等が出されているといった場合におきましても、市としての構想というものを検討していく必要があるかなと、このように思っておるところでございます。以上です。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 高橋勝文議員。

平成17年3月第1回定例会

高橋勝文議員 2問の方で、農用地の集積に伴う改善組合で、例えば寒河江支所管内とか、それから白岩支所管内のようにさまざまな土地の所有の理念の中で、同意率求めるになかなか難儀する場所があるという私の判断の中で、市の市報などに、今、寒河江市でこういう状況の中で、こういう一つの土地利用集積について取り組んでおりますので、ひとつ市民の方からも今の農業の将来に向けての取り組みであるので、その事業について参画をしてもらうような一つの啓蒙指導、市報などに掲載ということで2問で申しあげたつもりでありました。一つ答えが抜けておったようでありますので、私の解釈悪いのかわかりませんが、抜けたような気がしますので、お答え願えればなと、こう思っております。

そして、今回の担い手につきましては、そして担い手の組織につきましては、まずそういう位置づけの段階でありますけれども、そういう位置づけの方が明確になってきた場合に、コスト低減のための施設、そして流通経費の削減に伴う施設、それからブランド化するためのいろいろな施設に対する一つの行政的な支援も私は相当出てくるのではなからうかと、このように予測いたします。単なる担い手の数を定めるものではなくて、そういう方からは連綿として農業で自立できる農家の育成が最終目標でありますので、そういう方々からいろいろなコスト低減に伴う流通経費の削減に伴う、そしてブランド化のための施設化にとりまう今度は支援、これらが要望として私は出てくると、このように判断します。

そういう時に、行財政改革の真ただ中でありまして、私は、行財政改革真ただ中の中で一番難しいのは農業農政問題だと思っておりますので、ひとつそのような要望が来た際、先ほど言ったように、耕夫尽の精神で市長に対応してもらいたいと、このように要望を申しあげて私の質問とさせていただきます。

ひとつ質問事項だけお答えください。お願いします。

平成17年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 佐藤市長。

平成17年3月第1回定例会

佐藤誠六市長 先ほど2問に答弁漏れがございまして、申しわけなく思います。

市報に、こういう農業農地の集積を取り上げてはどうかということでございます。先ほど来の質問なり答弁にもありましたように、何にしましても農地の集積ということは、これからの農業を維持発展させていくというような意味におきましては、非常に避けて通れない大切なことでございますから、取り上げ方をいかのようにするかは別としまして、掲載しながら、いわゆる農業全般とか、あるいはこういう農業の後継者の問題とか、あるいは転作の問題とか、いろいろな中でもテーマがあろうかと思えますけれども、この集積の問題は取り上げてまいろうと、このように思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

平成17年3月第1回定例会

散 会 午後2時08分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。